

# 大津市の環境

平成12年度版

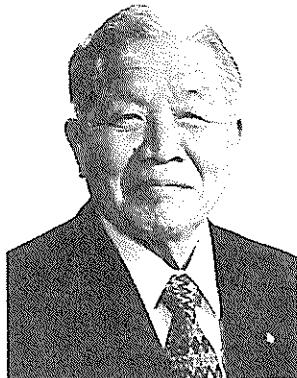


G8環境大臣会合推進事業「フラッグ展」より

大 津 市



# はじめに



大津市長 山田 豊三郎

本市は、かねてより〈環境の保全と創造〉を〈人間性の尊重〉〈市民自治の確立〉とあわせてまちづくりの基本理念に掲げ、理想の都市「ふるさと都市大津」の実現に向けて取り組んできました。

これにより身近な生活環境の改善など一定の成果を上げてきましたが、一方で私たちの生活や活動が環境に及ぼす影響が蓄積し、廃棄物の発生量の増加やダイオキシンなどの有害化学物質による問題、資源・エネルギーの消費による地球環境問題など人類の存続と生態系の維持に大きな影響を及ぼす問題が発生しております、具体的で実効ある取り組みが求められています。

このような環境問題の取り組みの大きな転換点にあたって、平成7年9月には大津市環境基本条例を制定し、これに基づき平成11年3月に『共生と循環の湖都・大津～子どもたちの豊かな未来のために～』の実現をめざして大津市環境基本計画を、さらに平成12年3月には地球環境保全のための行動計画として『アジェンダ21おおつ』を策定しました。

また、本年4月には本市を会場に「主要8ヶ国環境大臣会合」が開催されると共に、来年11月には第9回世界湖沼会議の開催が予定されており、私たちの取り組みが世界の人々の活動とつながっています。

一方、市としても、環境に配慮した取り組みを積極的に推進するため平成11年3月に「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定し、省資源・省エネルギー、ごみ減量、グリーン購入などに取り組んでいます。

今日の環境問題に取り組んでいくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を理解して、パートナーシップ（協働）により具体的な行動を積み重ねていくことが必要です。そのためには各主体が学習し、情報交換、活動交流、共同事業などを行うしくみが求められており、そのための呼びかけを積極的に行います。

「大津市の環境」（平成12年度版）は環境基本条例第16条に基づく報告書として作成したものであり、環境基本計画に基づく平成11年度の環境施策の推進状況と平成12年度の主な施策をとりまとめたものです。

来年は21世紀を迎えます。私たちは、次の世代を担う子どもたちに豊かな環境を引き継ぐ責任を負っています。この報告書が市民一人ひとりの環境の保全と創造の取り組みに参考となれば幸いです。

平成12年11月



# 目 次

## 第1章 総 論

第1 大津市の概況	1	2 大津市環境基本計画	17
1 位置	1	(1) 計画の性格と目的	17
2 気象	1	(2) 計画の特徴	17
3 人口と面積	2	(3) 計画の枠組み	17
4 土地利用	2	(4) 計画の概要	18
5 産業	4	ア わたしたちがめざす 環境像と5つの基本目標	18
第2 環境の概況	4	イ 基本方針と重点目標	18
1 自然環境	4	ウ 基本施策と重点施策	18
2 生活環境	4	エ 環境配慮指針の策定	19
(1) 水質汚濁	4	オ 計画の推進	19
ア 琵琶湖の概況	4	(5) 施策推進の指標の状況	19
イ 河川の概況	6	3 大津市環境配慮指針	
(2) 大気汚染	6	【自然地域別・主体別編】	19
(3) 悪臭	7	(1) 指針の特徴	19
(4) 騒音・振動	7	(2) 指針の概要	19
(5) 廃棄物	7	ア 自然地域別環境配慮指針	19
ア ごみ	7	イ 主体別環境配慮指針	19
イ し尿	8	(3) 指針の活用	19
3 快適環境	8	4 『アジェンダ21おおつ』	
4 地球環境	8	(大津市地球環境保全地域行動計画)	20
5 環境意識と環境保全活動	9	(1) 私たちがめざす環境像	21
(1) 市民の環境意識と環境保全活動	9	(2) 計画の目標	21
(2) 事業者の環境意識と環境保全活動	9	(3) 取り組みの内容	22
第3 環境行政のあゆみと機構	10	(4) パートナーシップで進める リーディング事業	22
1 環境行政のあゆみ	10	(5) (仮称)「おおつ環境 フォーラム」を設置	22
(1) 環境保全行政	10	5 関連する主な計画	22
(2) 廃棄物行政	11	(1) 大津市都市計画マスタープラン	22
2 環境行政機構	12	(2) 緑の基本計画	23
第4 環境の保全と創造に関する条例	14	6 大津市環境審議会	24
1 大津市環境基本条例	14	7 大津市廃棄物減量等推進審議会	24
2 大津市の自然環境の保全 と増進に関する条例	15	8 環境施策推進本部	24
3 大津市生活環境の保全 と増進に関する条例	15	9 大津市廃棄物処理対策本部	24
4 大津市廃棄物の処理及び再利用の 促進並びに環境の美化に関する条例	15	10 環境影響評価制度	25
第5 総合的な環境施策の推進	16	(1) 国における制度	25
1 大津市国土利用計画等 における環境保全のしくみ	16	(2) 滋賀県における制度	25
		11 公害防止貸付制度	26

## 第2章 各 論

第1 豊かな自然環境の保全と創造 .....	27	第3 環境に配慮した土地利用の推進 .....	36
1 多様な自然環境の体系的な保全 .....	27	1 自然公園等の指定 .....	36
(1) 「緑地保存地域」及び「環境 形成緑地」による自然環境の保全 ..	27	(1) 自然公園法及び県立自然 公園条例に基づく地域指定 .....	36
(2) 「大津市農業農村 環境整備計画」の策定 ..	27	ア 琵琶湖国定公園 .....	36
2 生物の多様性の確保 .....	28	イ 三上・田上・信楽県立自然公園 ..	36
(1) 動植物の生息・生育状況 .....	28	ウ 朽木・葛川県立自然公園 .....	36
(ア) 植 物 .....	28	(2) 風致地区的指定 .....	36
(イ) 動 物 .....	29	2 大津市開発事業指導要綱に基づく 良好な環境づくり .....	37
(2) 保護地区の指定 .....	29	第4 環境循環とエネルギー効率化の推進 .....	38
(3) 保護樹木・保護樹林等 .....	29	1 ごみ減量とリサイクル等の推進 .....	38
(4) 身近な環境調査員～環境夢先案内人～ による身近な生き物等の調査 .....	31	(1) ごみ量の推移 .....	38
(5) 多様な生態系の保全 .....	31	(2) ごみ減量と資源再利用推進会議 .....	38
3 身近な自然の保全と創造 .....	31	(3) リサイクル等の推進 .....	38
(1) ビオトープの保全と創造 .....	31	ア リサイクルマーケット・イン大津 .....	38
(2) 緑化の推進 .....	32	イ 古紙資源化事業 .....	39
ア おおつ花フェスタの開催 .....	32	ウ かん、びん資源回収 .....	39
イ 花作りの推進 .....	32	エ 容器包装リサイクルの推進 .....	39
ウ 園芸教室 .....	32	(4) 消費生活における 各種啓発活動の実施 .....	39
エ 公園愛護団体の育成等 .....	32	(5) ごみ処理基本計画の策定 .....	40
オ 生垣設置奨励補助金交付制度 .....	32	2 省資源・省エネルギーの推進 .....	40
(3) 自然愛護思想の普及 .....	32	(1) エネルギー消費の状況 .....	40
ア 大津緑の少年団の育成 .....	32	(2) 省資源・省エネルギー施策の推進 ..	40
イ 大津市の花、木、鳥、 .....	32	ア 環境負荷の少ないライフ スタイルや事業活動の推進 .....	40
第2 人と自然との豊かなふれあいの確保 .....	34	イ グリーン購入の推進 .....	40
1 自然体験空間の整備 .....	34	ウ 未利用エネルギーの活用 .....	40
(1) 自然体験ができる地域や施設 .....	34	3 環境への負荷の少ない都市基盤づくり ..	41
(2) 東海自然歩道 .....	35	(1) 大津市中心地区交通実験調査の実施 .....	41
(3) 自然の道・歴史の道 .....	35	(2) 駐輪場の整備 .....	41
(4) 自然のみち空間の整備 .....	35	第5 健全な水循環の確保 .....	43
2 自然とふれあう活動の推進 .....	35	1 水循環機能の保全と創造 .....	43
(1) 市民農園等の整備と活用 .....	35	第6 地球環境保全の推進 .....	44
(2) 自然観察会等 .....	35	1 地球温暖化の防止 .....	44
(3) 「一里山公園緑のふれあい センター」の設置 .....	35	3 オゾン層の保護 .....	46

4 その他の地球環境問題の取り組み	47	エ 生活排水対策	84
(1) 酸性雨	47	オ 農畜産排水対策	86
(2) 森林の保護	47	カ 水環境の安全性の確保	87
(3) 地球的なパートナーシップの推進	47	(3) 水辺環境の保全	87
第7 生活環境の保全	49	ア 魚とホタルのすむ 川づくりの推進	87
1 環境汚染の未然防止	49	イ 水環境保全意識の高揚	87
(1) 特定事業の事前協議	49	4 音環境の保全	87
(2) 大規模建設等事業の事前配慮等	49	(1) 騒音・振動の現況	87
(3) 公害防止協定の締結	49	ア 環境基準	87
(4) 事業者の環境管理 (マネジメント)システムの整備	49	イ 交通騒音・振動	88
ア ISO14001認証取得	50	(2) 騒音・振動の防止対策	90
イ 環境管理実施事業所	50	ア 工場・事業場の対策	90
(5) 公害苦情の処理	51	イ 交通騒音・振動の対策	93
ア 苦情の発生状況	51	ウ 近隣騒音	95
イ 苦情の処理体制及び処理状況	53	5 土壤環境の保全	96
2 大気環境の保全	54	6 廃棄物の適正処理の推進	96
(1) 大気環境の現況	54	(1) 一般廃棄物(ごみ)	96
ア 環境基準	54	ア 一般廃棄物(ごみ)の現状	96
イ 大気汚染監視体制	54	イ 講じた施策	98
ウ 大気質の現況	55	(2) 産業廃棄物	99
エ 大気環境シミュレーション調査	61	7 その他の生活環境の保全	100
(2) 大気汚染の防止対策	61	(1) 日照障害	100
ア 工場・事業場の対策	61	ア 法令等による規制	100
イ 総合交通公害防止対策	64	イ 市の制度	100
ウ 自動車排出ガス対策	64	(2) 電波障害	101
エ 光化学スモッグ緊急時対策	65	(3) その他の生活環境問題	102
(3) 悪臭	67	(4) 大津市特定旅館建築規制条例 に基づく届出状況	102
ア 悪臭の現況	67	第8 安全性の確保	103
イ 悪臭の防止対策	68	1 環境リスクの低減	103
3 水環境の保全	70	(1) P R T R制度の活用	103
(1) 水質汚濁の現況	70	(2) 本市の取り組み	103
ア 琵琶湖	70	2 安全性の高い土地利用の推進	103
イ 河川	73	第9 環境資源の保全・創造・活用	104
ウ 地下水	79	1 文化財の保護	104
(2) 水質汚濁の防止対策	80	(1) 文化財の状況	104
ア 水質汚濁防止体制	80	(2) 文化財の保護対策の推進	105
イ 工場・事業場の対策	81	ア 埋蔵文化財の発掘調査	105
ウ 琵琶湖の富栄養化防止対策	84		

イ 文化財保存及び公開、普及啓発 …	105	(1) 環境にやさしい市民生活文化の振興 …	114
ウ 文化財保護についての普及啓発 …	105	(2) 地域文化環境の整備 ………………	114
エ 坂本重要伝統的建造物群保存地区 …	105	2 子どもの遊び環境の確保 ………………	114
(3) 伝統工芸・祭・文化の保存と継承…	107	(1) 子どもの遊び場や施設の整備 ……	114
(4) 歴史・文化情報提供と体験…………	107	(2) 「葛川少年自然の家」の活動 ……	114
2 水と緑のネットワークの形成 …………	107	(3) 児童館での活動 ………………	114
(1) 快適な水環境の整備 ………………	107	(4) 児童遊園地の整備 ………………	115
(2) 緑のまちづくりの推進 ………………	107	(5) 「大津っ子まつり」の開催 ……	115
ア 公園・緑地の整備 ………………	107	第11 環境に配慮した生活や	
イ 大津湖岸なぎさ公園整備事業 ……	108	行動ができる人の育成 ……	116
ウ 緑の回廊整備 ………………	108	1 人と環境との関わりの育成 ………………	116
エ 市民、事業者による		(1) 環境宝さがし ………………	116
花と緑のまちづくり ……	108	(2) 環境資源の状況 ………………	116
3 景観の形成 ………………	108	2 環境学習・教育の推進 ………………	116
(1) 景観についての市民意識 …………	108	(1) 環境学習の体系的な推進 ……	116
(2) 総合的な景観・都市美づくりの推進 …	109	(2) 学校教育等における環境教育の推進 …	117
ア 大津市景観形成基本計画の推進 …	109	ア 環境教育推進に関する指針の作成…	117
イ 都市景観の形成 ………………	109	イ 環境教育の取り組みの推進 ……	118
ウ 煌めき大津賞 ………………	109	ウ 研修、研究の推進 ………………	118
(3) ふるさと滋賀の風景を		(3) 環境学習事業の推進 ………………	118
守り育てる条例 ……	110	ア 淡海生涯カレッジ ………………	118
(4) 沿道ビューティ作戦 ………………	110	イ 大津こども環境探偵団 ………………	118
4 美化の推進 ………………	110	ウ おおつ環境塾 ………………	119
(1) 美観に関する市民意識 …………	110	エ 身近な環境調査員制度	
(2) 散在性ごみ対策の推進 ………………	110	～環境夢先案内人～ ……	119
(3) 市民運動の推進 ………………	111	オ おおつ歩き隊 ………………	119
ア 琵琶湖を美しくする運動 ……	111	カ 公民館での環境講座 ………………	120
イ ノーザイ運動の推進 ……	111	キ その他の環境学習の推進と支援 …	120
(4) 放置自動車対策の推進 ………………	111	ク イベント開催時の啓発 ……	120
(5) 空き地の適正管理 ………………	112	3 環境情報の整備と提供 ………………	120
ア 花と緑の楽々広場		(1) 大津市環境情報システム ………………	120
～遊休地の活用推進制度～ ……	112	(2) 『かんきょう宝箱』 ………………	121
イ 雜草苦情の処理 ………………	112	(3) 生涯学習情報の提供 ………………	121
5 光・音・風の活用 ………………	112	4 環境保全活動の推進 ………………	122
6 市街地のオープンスペースの確保 ……	113	(1) せっけん使用推進運動 ………………	122
(1) 自転車放置防止条例の制定…	113	(2) 琵琶湖を美しくする運動 ……	122
(2) 公共施設の整備…	113	(3) 河川愛護活動 ………………	122
(3) 土地利用の計画的誘導…	113	ア リバーライトアップ作戦	
第10 新しい環境文化の創造と継承 ……	114	～川すじからの花の香りと景観づくり～ …	122
1 環境文化の創造 ………………	114	イ ホタルの里づくり ………………	122

ウ 河川美化啓発看板の設置	122
(4) ごみ減量と資源再利用推進運動	125
(5) ヨシ保全活動	125
ア ヨシの効果と問題点	126
イ これまでの取り組み	126
(6) 子どもの環境保全活動	127
ア こどもエコクラブ活動の推進	127
イ 「大津こども環境人交流会」の開催	127
(7) 事業者の環境保全活動の推進	127
ア 大津地区労働者福祉 対策協議会の活動	127
(8) 環境パートナーシップの推進	127
第12 環境保全型行政の創造	128
1 大津市環境施策推進本部の設置と運営	128
2 「環境にやさしい大津市役所 率先実行計画」の策定と推進	128
(1) 率先実行計画の策定	128
(2) 率先実行計画の概要	128
(3) 率先実行計画の推進	129
(4) グリーン購入の推進	129
3 平成11年度「環境にやさしい大津市 役所率先実行計画」推進状況	129
(1) 主な取り組みの経過	129
(2) 計画設定項目ごとの 取り組み結果の概要	129
ア 公用車の効率的利用の推進	129
イ 電気の効率的利用の推進	129
ウ 水の効率的利用の推進	129
エ ガスの効率的利用の推進	129
オ ごみの減量化・分別の徹底	129
カ 用紙類の購入量の削減	130
キ 文房具類の購入量の削減	130
ク グリーン購入の推進	130
ケ 自主的課題の推進	130
コ 職員に対する啓発	130
(3) 平成11年度取り組み結果のまとめ	130

### 第3章 平成12年度に実施する主な事業

第1 【共生】豊かな自然と調和したまち	131
1 多様な自然環境の体系的な保全	131
(1) 環境に配慮したは場整備事業の推進	131
(2) (仮称)「棚田シンポジウム」の開催	131
(3) 都市計画区域区分の見直し	131
2 生物の多様性の確保	131
(1) 身近な環境調査「ホタル調査」の実施	131
3 自然とのふれあいの推進	131
(1) 自然とふれあう施設の整備	131
(2) 自然のみち空間の整備	131
(3) 「一里山公園緑のふれあい センター」における活動の推進	131
第2 【循環】環境への負荷 の少ない循環型のまち	131
1 ごみ減量の推進	131
(1) 「ごみ処理基本計画」の策定	131
(2) 資源ごみ新分別の実施	131
(3) 家電リサイクル推進事業	131
(4) 大津市生ごみ処理機活用 事業補助金事業の実施	132
2 環境への負荷の少ない 都市基盤づくりの推進	132
(1) 自転車駐車場の増設	132
3 水循環の保全と創造	132
(1) 透水性舗装の推進	132
4 地球環境問題の取り組み	132
(1) (仮称)「おおつ環境フォーラム」の設立	132
(2) 地球温暖化対策推進法に基づく 大津市役所実行計画の策定	132
第3 【健康】公害のない健康で安全なまち	132
1 環境汚染の未然防止	132
(1) 環境保全協定の締結	132
(2) 特定事業及び大規模建設等 事業における環境配慮指針の策定	132
(3) 環境アドバイザーの設置	133
2 大気環境の保全	133
(1) 指定化学物質等適正管理指針の策定	133
3 水環境の保全	133
(1) 生活排水処理の推進	133
4 廃棄物の適正処理の推進	133

(1) ごみ処理施設のダイオキシン対策の推進	133
(2) 一般廃棄物最終処分場の整備	133
<b>第4 【快適】環境資源を生かした快適なまち</b>	<b>133</b>
1 歴史文化環境の保全と継承	133
(1) 史跡・遺跡の整備	133
(2) 伝統文化ふれあい体験事業の実施	133
2 水と緑のネットワークの形成	133
(1) (仮称)柳ヶ崎湖岸公園整備事業	133

<b>第5 【協働】すべての人が環境に 思いをめぐらせ行動するまち</b>	<b>134</b>
1 生物の多様性の確保	134
(1) 「ホタル調査」の実施	134
2 環境保全活動の推進	134
(1) 環境パートナーシップ推進事業	134
3 環境保全型行政の創造	134
(1) ISO14001認証取得の取り組みの推進	134

## 資料編

1 環境関係法令等の体系	135
(1) 主要な公害関係規制法等系統図	135
(2) 大津市環境基本条例の体系	136
2 大津市環境基本条例	137
3 大津市の環境行政の推移	139
4 大津市環境審議会委員名簿	145
5 大津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	146
6 大津市環境施策推進本部設置規則	147
7 大津市廃棄物処理対策本部設置規則	150
8 環境基本計画の推進	152
(1) <施策推進の指標>の状況	152
(2) 「環境にやさしい大津市役所率先実行 計画」平成11年度取り組み結果一覧	158
(3) 施策・事業を所管する所属一覧  (番号所属対照表)	159

9 水質関係調査結果	160
(1) 琵琶湖水質調査結果	160
(2) 河川水質調査結果	163
10 大気関係調査結果	173
二酸化窒素年間値	173
一酸化窒素および窒素酸化物年間値	174
浮遊粒子状物質年間値	175
オキシダント年間値	176
一酸化炭素年間値	177
非メタン炭化水素年間値	177
メタンおよび全炭化水素年間値	177
11 図表索引	178

\*「本文文末の番号は施策・事業を所管する大津市役所の所属を示しています。番号と所属の対照表は資料編に掲載しています。」

# 第1章 総論



# 第1章 総論

## 第1 大津市の概況

### 1 位置

大津市は、わが国のはば中央部にある琵琶湖の西南部に位置し、南北に細長い滋賀県の県都です。

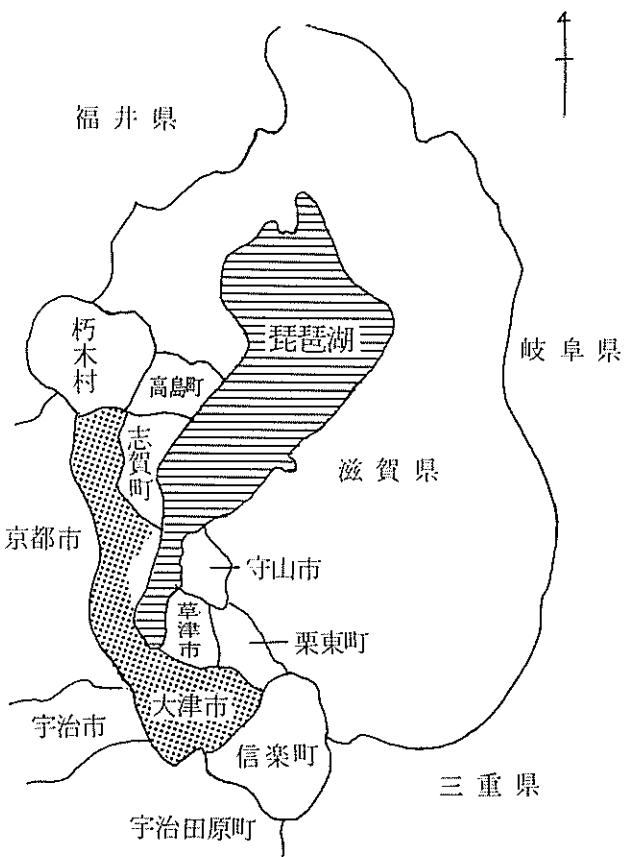
京阪神、東海、北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流によって栄えてきました。

また、何といっても本市は日本で一番大きい湖である琵琶湖との関わりが大きく、生活や産業だけでなくあらゆる面で多くの恵みを受けています。

表1-1 大津市の位置

方 位	経 緯 度	距 離
極 東	東経 136度03分	20.6km
極 西	東経 135度49分	
極 南	北緯 34度52分	45.6km
極 北	北緯 35度17分	

図1-1 大津市の位置



### 2 気象

気候は、琵琶湖の緩和作用もあって気温の日較差や年較差は比較的小さく暮らしやすいといわれていますが、湖辺周辺には市街地が発達している

ために、夏季の日中には気温が高くなります。また、北部山間部の葛川地域は、他の地域に比べて気温はかなり低く、降水量も多くなっています。

表1-2 大津市の気象

	気 温 (℃)			年間降水量 (mm)
	平 均	最 高	最 低	
平成 8 年	15.4	37.3	- 1.9	1,795
平成 9 年	15.1	35.3	- 4.8	1,700
平成 10 年	16.1	34.4	- 2.9	1,924.5

(資料: 大津市消防局)

### 3 人口と面積

市制施行時の明治31年10月1日には、14.20km<sup>2</sup>であった面積は、隣接町村との合併により現在では302.34 km<sup>2</sup>で、県面積（4,017.36 km<sup>2</sup>）の約7.5%をしめています。

人口は、これら合併や住宅開発などにより、市制施行時には32,446人であったものが平成11年10月1日現在では、288,429人となっています。

表1-3 面積と人口の推移

	年 月 日	合 併 町 村	面 積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)
市 制 施 行	明31. 10. 1		14.20	32,446
第一 次 合 併	昭7. 5. 10	滋賀村	28.39	42,364
第二 次 合 併	昭7. 4. 1	石山村、膳所村	62.48	69,116
第三 次 合 併	昭26. 4. 1	雄琴村、坂本村、下阪本、大石村、下田上村	154.50	102,860
第四 次 合 併	昭42. 4. 1	瀬田町、堅田町	303.68	159,442
	平7. 10. 1		302.30	278,693
	平8. 10. 1		302.30	281,748
	平9. 10. 1		302.34	284,510
	平10. 10. 1		302.34	286,497
現 在	平11. 10. 1		302.34	288,429

### 4 土地利用

北部から西部・南部にかけて山脈が連なっており、平地部は琵琶湖に面して細長く分布しています。このため、市域の約67.5%を森林が占め、農地、宅地はそれぞれ約7%、約9.5%で相対的に少なくなっています。

本市の都市計画区域のうち約78.3%が市街化調整区域であり、市街化区域の中では第1種住居地域が34.4%、第1種中高層住居専用地域が22.6%を占めています。

表1-4 用途別土地利用面積

(全 市)

区 分		面 積 (ha)	構成比 (%)
農 地	田	2,010	6.7
	畠	122	0.4
	採草放牧地	14	0.0
	(小計)	2,146	7.1
森 林		20,403	67.5
原 野		14	0.0
水 面		772	2.6
宅 地	住 宅 地	1,756	5.8
	工 業 地	228	0.8
	商 業 地	865	2.9
	(小計)	2,849	9.5
道 路		1,252	4.1
そ の 他		2,793	9.2
合 計		30,229	100.0

(市街化区域)

区分			面積 (ha)	構成比 (%)
自然的土地利用	農地	田	496.02	9.3
		畠	144.47	2.7
		(小計)	640.49	12.0
	山林	437.28	8.2	
	水面	100.74	1.9	
	その他自然地	170.89	3.2	
	(小計)	1,349.40	25.3	
都市的土地利用	宅地	住宅用地	1,412.82	26.4
		工業用地	278.69	5.2
		商業用地	350.23	6.6
		(小計)	2,041.75	38.2
	公共公益用地	510.43	18.7	
	道路用地	819.98	15.3	
	交通施設用地	86.85	1.6	
	その他	440.53	8.2	
	(小計)	3,993.60	74.7	
	合計	5,343.00	100.0	

(注) 平成10年12月及び平成11年5月の都市計画変更に伴い、現在の市街化区域面積は5,585haとなっている。

資料：平成8年度都市計画基礎調査

表1-5 都市計画・用途地域等の指定状況

(平成11年5月21日現在)

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画地域	25,737	100.0
市街化区域	5,585	21.7
第1種低層住居専用地域	851.9	15.3
第2種低層住居専用地域	—	—
第1種中高層住居専用地域	1,263.1	22.6
第2種中高層住居専用地域	120.9	2.2
第1種住居地域	1,922.7	34.4
第2種住居地域	195.9	3.5
準住居地域	14.7	0.3
近隣商業地域	180.0	3.2
商業地域	465.3	8.3
準工業地域	255.1	4.6
工業地域	297.6	5.3
工業専用地域	2.5	0.0
市街化調整区域	20,152	78.3

(注) 市街化区域の総面積と用途地域の内訳が一致しないのは、一部用途地域に未指定地があるため。

## 5 産 業

市内にある事業所の総数は約12,000事業所であり、そのうち従業者10人未満の事業所が約9,500事業所で、小規模な事業所が多くなっています。産業分類別では卸売・小売業、飲食店が4,749事

業所と最も多く、次いでサービス業が3,912事業所、建設業が1,228事業所となっています（各年事業所統計調査、平成8年事業所・企業統計調査による）。

## 第2 環境の概況

### 1 自然環境

大津市は、北部から西部、南部にかけて山並みが連なっており、一方が琵琶湖に面しています。そして、周囲の山々から数多くの河川や水路が琵琶湖、瀬田川に注いでおり、これらの水辺は背後の緑豊かな山並みとともに、環境の重要な要素となっています。

本市は気候的にも、地形・地質的にも非常に変化に富んでいることから、多くの植物群落や野生生物が生育・生息していることが確認されています。

しかし、都市化の進展に伴い植生の自然度が低下したり、河川の水量が少なくなるなどの問題もみられ、生態系の維持や景観面への影響が懸念されています。

市では、多くの人が豊かな自然とふれあうことができるよう様々な施設整備や自然観察会の開催などを行うとともに、自然環境調査を実施し、得られた情報を環境学習等に活用しています。

表1-6 メッシュ別相対自然度の変化

相対自然度	10,9	8,7,6	5,4	3,2	総メッシュ数
1974年	16	273	66	26	381
	( 4.2%)	(71.7%)	(17.3%)	( 6.8%)	
1996年	3	240	64	71	378
	( 0.8%)	(63.5%)	(16.9%)	(18.8%)	

(注1)調査年でメッシュの大きさが異なっている。

(注2)相対自然度とは、植生自然度（環境庁による10段階の指針）の高さとそれらの面的な広がりから求められた“植生からみた自然さの程度”を表す。

資料：大津市自然環境調査報告書(2)

### 2 生活環境

#### (1) 水質汚濁

##### ア 琵琶湖の概況

琵琶湖は淀川水系に属し、一般に琵琶湖大橋より北を北湖、南を南湖と呼んでいます。

琵琶湖は今から約400万年前に誕生したといわれ、世界でもカスピ海、バイカル湖に次いで古い湖のひとつです。

面積も大きく、多様な環境を持つことから生物相も豊かで、約50種の魚類のほかに、貝類や水生

昆虫、プランクトンなど1000種以上の生物が住んでいるといわれています。これらの中には琵琶湖にしか住んでいない固有種も約50種を数えるなど、学問的にも貴重な湖です。

平成5年度には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）の登録湿地に指定され、生物の生息場所としての

重要性が国際的に認められています。

また、琵琶湖は本市を含む近畿約1,400万人の水源として、また水産業、観光資源としても重要な存在です。

図1-2 琵琶湖の概要

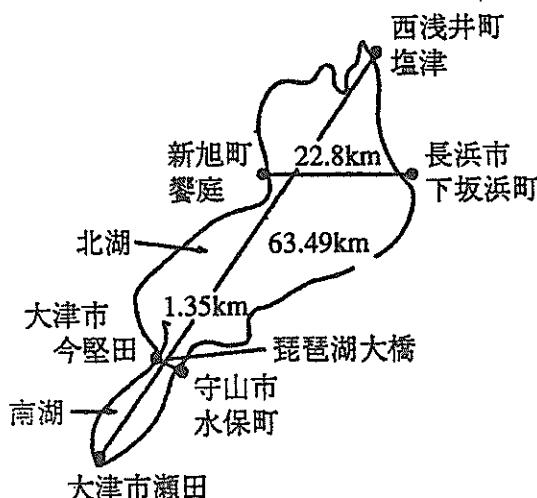


図1-3 琵琶湖のできごとと環境への取り組み

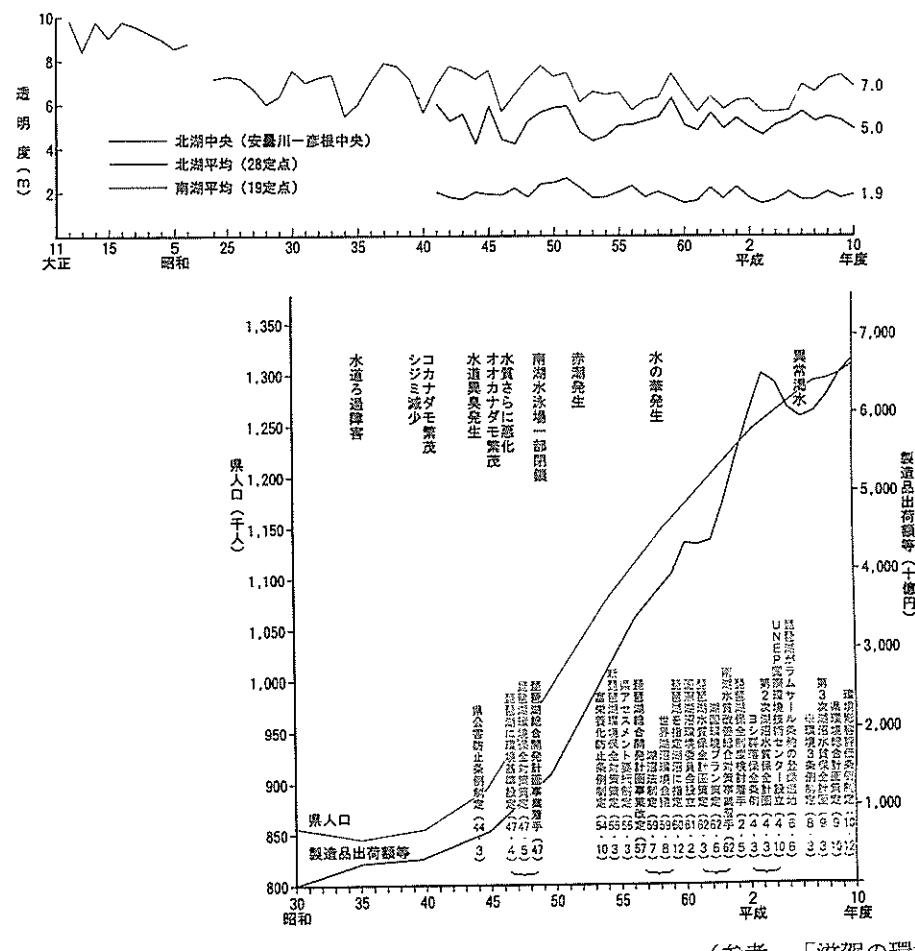


表1-7 琵琶湖の概要

琵琶湖の面積	670.49km <sup>2</sup> (県面積の約1/6)
南北の長さ	63.49km
最も幅の広いところ	22.80km
最も幅のせまいところ	1.35km
琵琶湖のまわり	235.20km
最も深いところ	103.58m
平均の深さ	41.20m
貯水量	約275億トン (うち南湖2億トン)
北湖の平均の深さ	約43m
南湖の平均の深さ	約4m

琵琶湖では昭和30年代中頃から水道のろ過障害が発生はじめ（京都市水道局資料による）、昭和40年代中頃からカビ臭の発生、50年代には淡水赤潮、水の華（アオコ）の発生と年々変化してきています。ここ数年の琵琶湖の水質は南湖では概ね横ばいの状況ですが、北湖ではやや悪化が懸念されます。

## イ 河川の概況

市内には一級河川36本（支流を除く）を含め大小約50河川があり、これらは一部を除き琵琶湖及び瀬田川に流入しています。

本市は山と琵琶湖に囲まれた細長い地形であるため、延長が短く、勾配が急で水量も少ない河川が多いのが特徴です。

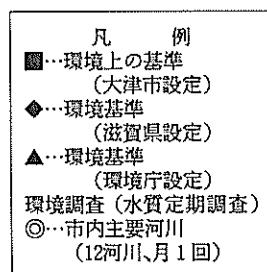


図1-4 大津市の河川の位置

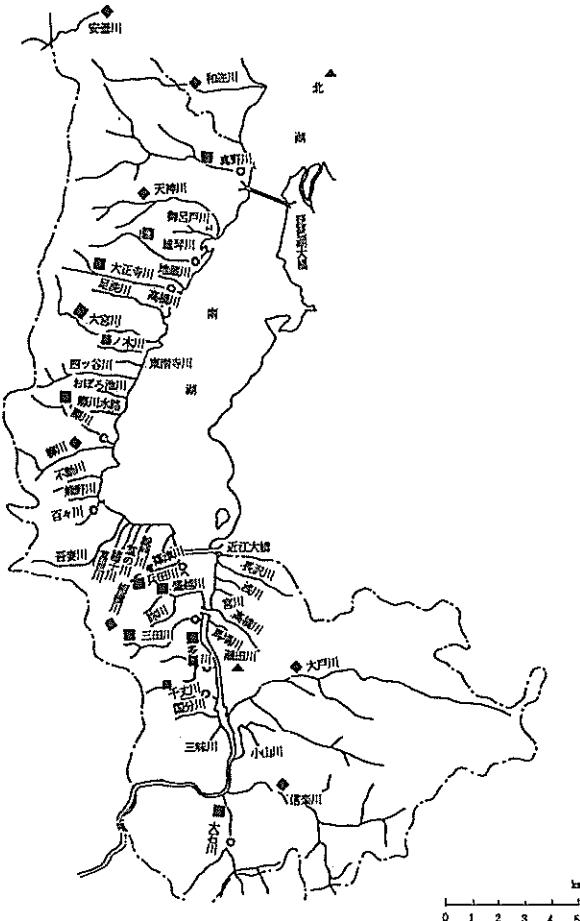


表1-8 主な河川の概況

区分	河川名	区間延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	類型及び 達成期間	環境基 準設定
	瀬田川	—	—	A-イ	国47.4
北入 湖河 流川	安曇川	57.9	55.9	A A-イ	県51.5
	和迩川	10.5	15.4	A-イ	"
	真野川	8.2	6.8	A-イ	市55.8
南 湖 流 入 河 川	天神川	6.8	5.8	A-ハ	県49.4
	雄琴川	3.5	4.6	B-ハ	市60.3
	大正寺川	1.8	3.0	B-ハ	市55.8
	大宮川	4.8	4.6	A-ハ	県49.4
	際川	2.1	2.5	B-ハ	市55.8
	柳	3.5	2.3	A A-ハ	県49.4
	吾妻川	2.3	2.0	A A-ハ	"
	相模川	2.5	3.0	A A-ハ	"
	兵田川	1.3	0.9	A A-ハ	市55.8
瀬 田 川 流 入 河 川	盛越川	1.8	1.9	A-ハ	市55.8
	三田川	3.6	4.0	A A-ハ	"
	多羅川	1.6	2.5	A A-ハ	"
	千丈川	3.0	2.6	A-ハ	市60.3
	大石川	5.1	13.8	A-イ	市55.8
	信楽川	17.3	42.8	A-イ	県49.4
	大戸川	37.2	132.3	A-イ	"

注1. 類型はAA、A、B、C、D、Eの6段階があり、基準値を目標にAAから順次汚濁の進行度を指す。

注2. イ…直ちに達成

ロ…5年を越える期間で可及的速やかに達成(国、県)

ハ…5年を越える期間で10年以内に可及的速やかに達成

注3. 国…環境庁、県…滋賀県、市…大津市

市街地部を流れる河川の水質は流域の下水道整備が進み良化傾向がみられます。また、農村部を流れる河川は水量が比較的多く、水質は概ね横ばいです。

## (2) 大気汚染

本市には特に大規模な固定発生源はなく、前面には琵琶湖が広がり、背後は山並みに包まれた自然の豊かな地域であるため、大気質は全般的に良好です。しかし、交通の要衝で名神高速道路や国道1号等の主要幹線道路が通過していることから、局部的には自動車排ガスの影響を受けているところもあります。

市内には大気環境測定局が県1局市5局の計6局あり、大気環境の常時監視を行っています。

平成11年度の調査結果によると、全般的には、年度、測定期で多少の変動はあるものの、近年は横ばいで推移しています。項目別では、光化学オキシダントを除き、全ての局・項目で環境基準を達成していました。光化学オキシダントは、全ての局で環境基準を超えていました。光化学スモッグ注意報の発令回数は平成7年度以降少なくなっています。平成11年度に2回発令されました。

固定発生源については、大気汚染防止法及び県条例に基づき届出されているばい煙発生施設は391施設（平成12年3月末）あり、その約63%がボイラードです。近年、各工場・事業場とも低硫黄重油や都市ガスなどの良質燃料への転換等により、大気汚染の防止が図られています。

また、近年、大気中から低濃度であるが、種々の有害物質が検出され、これらの長期暴露による健康への影響が懸念されることから、本市においても平成9年10月から平野市民センターで有害大気汚染物質のモニタリングを開始しました。

### (3) 悪 臭

悪臭は、人の感覚に直接不快感をおよぼし、快適な生活環境をそこなう要因となるため問題となり、例年20数件の苦情が寄せられています。

悪臭の発生源は、畜産業、製造業、飲食店等のサービス業が主なものです。浄化槽、ペットにおいて、水路の悪臭など広範囲にわたっており、事業活動のみならず日常生活に伴うものが多くなっています。

22物質が悪臭防止法により規制対象となっていますが、悪臭物質は多種多様で、規制対象物質以外の物質や複合臭が原因となる場合もあります。このため、臭気の判定を人間の感覚で行う嗅覚試験法が導入されています。

### (4) 騒音・振動

騒音は直接人の感覚を刺激し、休養や睡眠の妨害等の影響を及ぼすため、一般に身近な公害問題として苦情が寄せられるケースが多くなっています。

騒音の発生源は工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道等の交通騒音のほか、日常生活に伴う近隣騒音まで多岐にわたっています。近年は都市化の進展に伴い建設作業の騒音と近隣騒音が増える傾向にあります。

工場・事業場の騒音については、発生源に対して防音対策の指導を行っていますが、近隣騒音については地域社会における一人ひとりの騒音に対する周辺への心がけと配慮が大切です。

交通騒音については、本市には名神高速道路、京滋バイパス、国道1号、新幹線などの主要幹線道路や鉄道が通過しているため、沿線住民から防音対策の要望等が寄せられています。自動車専用道路については防音壁の設置等が行われていますが、今後はさらに交通、物流対策等を含めた総合的な対策が必要となっています。新幹線鉄道騒音については、国の基準に基づき民家防音工事を実施してきました。

一方、振動は、地盤や構造物を伝わって人体に感知され不快感を及ぼすもので、工場の機械設備、くい打ち等の建設作業、自動車・鉄道等の交通機関によるものなどが主な原因となっています。

また、平成8年7月には、環境庁の「残したい“日本の音風景100選”」に本市の「三井の晩鐘」が選ばれました。今後とも、良好な音環境を保存するための地域のシンボルとして大切にしていきます。

### (5) 廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別されます。一般廃棄物とは、家庭から排出されるごみやし尿を言い、産業廃棄物とは、工場等から事業活動に伴い排出される燃えがら、汚泥、ガレキ類等を言います。本市では、人口の増加やライフスタイルの変化に伴うごみ量の増大とごみ質の多様化から、ごみ処理事業に様々な問題が生じています。

#### ア ご み

本市における平成11年度のごみ量は、115,446

t であり、依然として増加傾向が続いている。そのため、ごみ減量と資源再利用運動の推進に努めるとともに、ごみを適正に処理するため、ごみ焼却施設や最終処分場等の整備を図っています。

平成6年6月には「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定し、さらに平成7年3月には「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、不法投棄対策も展開しています。

### イ し 尿

本市における平成11年度のし尿、浄化槽汚泥の量は、30,443 k 1 であり、公共下水道の整備・普及にともない減少傾向にあります。

特に下水道計画区域外及び当分の間下水道が整備されない区域については、生活排水対策として、雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽の整備促進が不可欠であることから、昭和63年度から補助制度を設け普及促進を図っています。

また、浄化槽については、その適正な管理が重要であり、浄化槽管理者への啓発による一層の管理徹底を図っています。

### 3 快適環境

昭和60年3月、快適環境整備計画“煌めき大津”（大津市アメニティ・タウン計画）を策定しました。

市では、この計画に基づき、大津湖岸なぎさ公園整備や河川・沿道の緑の回廊整備、歴史的な町並み保存施策をはじめ、河川の親水化、公園等の整備を進めるとともに、河川愛護・美化活動の推進、表彰制度“煌めき大津賞”、遊休地活用制度の創設などを行っています。

また、景観対策については、昭和60年7月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が施行され、琵琶湖周辺の指定地域等で建築物を建築する場合届出が必要となり、当条例に基づき県による助言指導が行われています。市では、昭和63年3月に「景観形成基本計画」を策定し、平成元年

度にはこの計画をより具体化するための手段として中高層建築物を対象として「景観形成手引書」を作成するとともに、近隣景観協定の締結等、大津らしさにあふれ、美しく風格のある景観の創造につとめています。

なお、昭和62年から、建築現場の仮囲いのペインティングや建築物の壁面をレリーフ等で修景するなどにより、楽しく歩ける美しい道づくりをめざした「沿道ビューティ作戦」を展開しています。

### 4 地球環境

平成9年12月、京都市で地球温暖化防止対策について気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）が開催され、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出について、日本は平成20（2008）年から5年の間までに平成2（1990）年比で6%以上削減することが決まりました。この実現に向けて平成10年6月に、「地球温暖化対策推進大綱」が決定されました。

また、平成11年4月には「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、さらに、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が全面施行されました。この法律は、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画を策定するなどの取り組みを求めていました。

オゾン層を破壊する特定フロンの製造等についてはすでに規制されており、製品中に残っている特定フロン等については、平成6年8月から、家電販売店の協力を得て回収を行っています。

また、本市の酸性雨の測定値はpH4.8前後で、国内の他地域と同程度の水準となっています。

市民、事業者、市がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するように行動するために、平成12年3月、『アジェンダ21おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）を策定しました。今後、これに基づき、全ての主体のパートナーシップを取り組みを推進します。

## 5 環境意識と環境保全活動

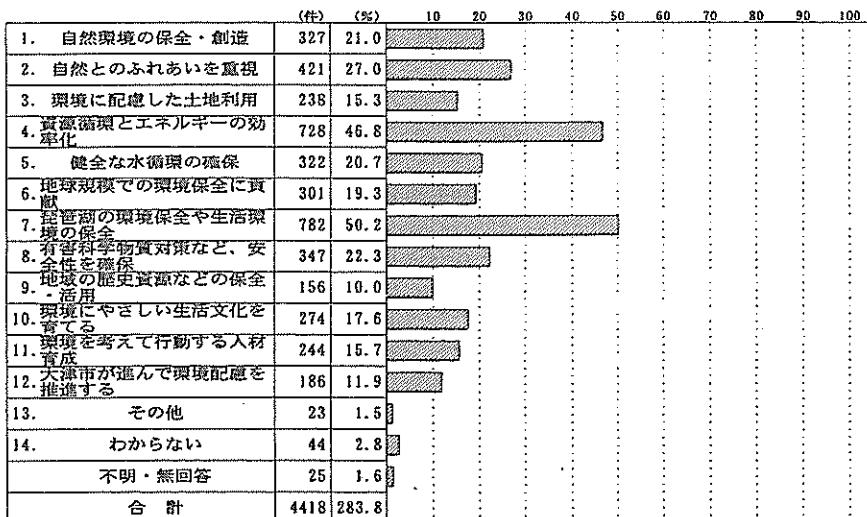
### (1) 市民の環境意識と環境保全活動

平成11年3月に実施した市民意識調査によると、大津市の将来像として清潔で暮らしやすく、自然に恵まれた福祉都市を期待していることがうかがえます。

また、さまざまな環境部門の中でも「琵琶湖の環境保全や生活環境の保全」(50.2%)、「資源循環とエネルギーの効率化」(46.8%)、「自然とのふれあい」(27.0%)を求める意見が大きくなっています。

環境保全活動としては、全市的に琵琶湖を美しくする運動、河川愛護活動、ごみ減量と資源再利用推進運動、ヨシ保全活動など様々な活動が展開されています。また、自治会や老人会などの地域の団体による古紙回収や花づくりなどの活動も盛んに行われています。

図1-5 環境問題への対応（3つまで選択）



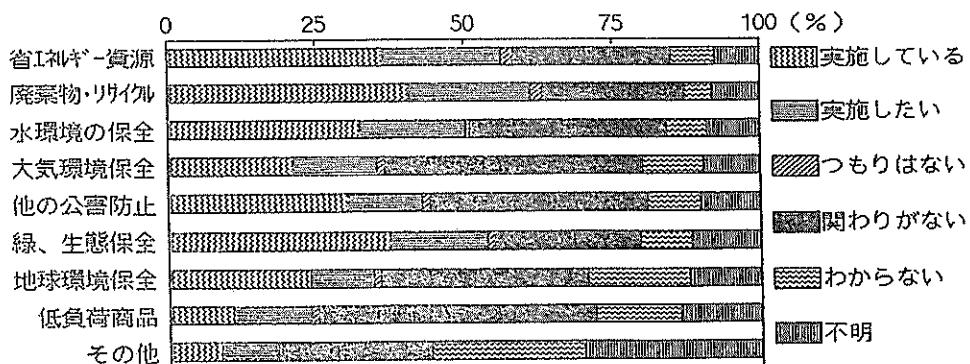
資料：大津市市民意識調査報告書（平成10年度）

### (2) 事業者の環境意識と環境保全活動

平成7年度に実施した事業者環境意識調査によると、事業活動において約4割が廃棄物対策や省エネルギー対策に取り組んでいます。また事業所内でも経費節減に結びつく節電、紙使用量の削減対策などが積極的に行われています。しかし、環境問題の担当部署を整備している事業者はまだ少なく、社内制度や環境教育などはほとんど進んでいないのが現状です。

事業者は全市的な環境保全活動や地域の活動に積極的に参加しており、本市の環境保全の推進に大きな役割を果たしています。また、独自に事業所周辺の清掃を定期的に行う団体がある等、率先した取り組みも行われています。

図-6 環境保全の取り組み



資料：環境問題に関する企業意識調査報告書（平成7年度）

## 第3 環境行政のあゆみと機構

### 1 環境行政のあゆみ

#### (1) 環境保全行政

##### [昭和40年代]

国において公害対策基本法が制定された昭和42年に、本市においても企画室開発課に公害係が新設され、公害問題に対する対応が開始されました。そして翌年には、交通問題と併せて対応する交通公害課が新設されました。

昭和44年には、公害に対する初めての規制である騒音規制法の地域指定を受けるとともに、県においても公害防止条例が制定され、水質、大気についても規制が開始されました。

本市でも、年々大きくなる公害問題を総合的にとらえ対処するため、昭和46年に民生部公害課、公害研究室を新設し、体制の整備を図りました。

この頃、琵琶湖の重金属やP C B汚染が問題となつたことから、これら使用工場の実態調査を行うとともに、公害対策調査会を設置しその健康部会において母乳調査や住民検診を実施しました。

このような背景から、昭和48年に大津市環境保全基本条例を制定、昭和49年には大津市の生活環境の保全と増進に関する条例（生活環境条例）を、昭和50年には大津市の自然環境の保全と増進に関する条例（自然環境条例）を制定し、環境問題全般にわたって対策をスタートさせました。

##### [昭和50年代]

昭和51年に市内大手企業と公害防止協定を締結し、対策の強化を図りましたが、昭和52年に琵琶湖に赤潮が発生し、生活排水対策など水質汚濁防止対策が急務となっていました。

市では琵琶湖の浄化は河川からと、河川浄化対策を開始しました。

昭和55年には市独自の河川の水質汚濁に係る環境上の基準を設定し、8河川に類型指定を行いました。さらに、河川野外教室の開催、基準表示看板の設置、河川の親水化工事等を行いました。

しかし、昭和58年9月、琵琶湖南湖で水の華（アオコ）が発生し、予断を許さない状況となっていました。

また、昭和58年には全国的にトリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染が発見され、ハイテク産業等の未規制物質汚染や有害物質の地下浸透等が問題となりました。本市においても2地域で基準を超える地下水汚染が確認され、現在も一部地域で継続調査を行っています。

一方、これらの公害防止対策にとどまらず、「やすらぎ」や「うるおい」という言葉に代表される快適な環境の創造を求める声が大きくなっていました。このため、市では、昭和60年3月に国の指定を受けてアメニティ・タウン計画“煌めき大津”を策定しました。

## [昭和60年代以降]

昭和60年1月、史上2番目の琵琶湖の異常渇水を記録しました。

同年4月には琵琶湖に水質汚濁に係る窒素、りんの環境基準が設定され、水質汚濁防止法に基づく窒素、りんの規制が開始されました。また、12月には湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定されました。

本市は、昭和61年に水質汚濁防止法の政令市に指定され、工場等の規制体制を強化しました。

また、河川美化を各団体が連携して推進するため、昭和61年3月に河川愛護団体連合会が発足し、構成団体は現在20団体となっています。

一方、大気汚染に関しては、63年の京滋バイパスの開通に伴い大気汚染監視局が設置され、テレメータ監視が開始されました。

さらに、平成2年度から環境学習推進事業の充実を図り、子どもたちのリーダーを養成する「大津こども環境探偵団」を発足させ、市民を対象にした「環境塾」を開講し、「身近な環境調査員」による周辺環境の調査を開始しました。また、平成3年1月には雄琴、下阪本地域で市民参加による「ヨシ刈り」「ヨシ焼き」「ヨシたいまつ点火」を実施するなどヨシ保全事業に着手し、現在では、真野、堅田、雄琴、下阪本、膳所、晴嵐、瀬田南の7地域でこれらの活動が展開されています。

そして、都市生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するため、大津市環境審議会の答申を得て、平成7年9月、旧「大津市環境保全基本条例」を全部改正し、「大津市環境基本条例」を制定しました。さらに、これを受け、新たな環境保全施策を推進するため、平成10年9月に「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」の全部改正を行いました。

また、平成5年度から実施した環境資源調査等の基礎調査結果をとりまとめて、平成9年度から

環境基本計画の策定に着手しました。平成9年12月には大津市環境施策推進本部（本部長：助役）を設置し府内の策定体制を整備するとともに、10年3月に環境審議会に「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」諮問し、11年3月に答申を得て、同月に「大津市環境基本計画」を策定しました。また、あわせて「大津市環境配慮指針」及び「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定しました。

さらに、平成12年3月には、地球環境保全施策を推進するための行動計画として、「アジェンダ21おおつ」を策定しました。

## (2) 廃棄物行政

## [昭和40年代]

高度経済成長による経済活動の拡大や人口増加に伴い廃棄物量が増加し、昭和45年、清掃法にかかり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）が制定されました。従来、清掃事業は市町村の固有事務とされていましたが、これ以後、産業廃棄物は排出者の自己処理責任に、一般廃棄物は市町村の固有事務とされました。本市においても、昭和47年に「大津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、昭和48年4月には環境整備部環境整備課を設けて廃棄物問題全般にわたる対策を強化しました。

## [昭和50年代]

引き続きごみ量が増加するとともにごみ質も変化し、一方、ごみ処理施設の建設が困難であったこともあり、昭和52年9月に大津市議会で「ごみ非常事態宣言」が決議されました。この決議を受けて、同年12月に大津市・志賀町清掃センター組合（昭和62年4月に「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更）を設立、また、昭和53年3月にごみ及び産業廃棄物の併せ処理を目的として（財）

大津市産業廃棄物処理公社を設立し、最終処分場やごみ焼却施設の整備に努めてきました。

昭和56年5月には市民、事業者、市が連携してごみ減量とリサイクル意識の高揚等を推進することを目的に「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足し、市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系による劇的なごみ減量をみることができました。

#### [昭和60年代以降]

昭和60年以後の好景気、人口増加等に伴うごみ量の大幅増加に加えて、廃家電、バッテリー、カセット式ボンベ等適正処理困難物、耐久消費財排出量の増加、放置自動車、ダイオキシン問題等、多様な課題が続出しました。

昭和63年3月に大津市清掃工場建替えを完了して分別収集体系の一部手直しを行うとともに、平成元年3月には大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンター焼却施設を完成しました。また、平成6年8月には大田廃棄物最終処分場を供用開始しました。

平成3年4月には、廃棄物の排出抑制と資源の再利用促進を理念として「再生資源の利用の促進に関する法律」が新たに制定され、同年10月には廃棄物処理法が全面改正されるなどをうけて、本市においても、平成6年6月「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定し、これに基づき、適正な廃棄物処理を進めています。

平成7年3月には「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、放置自動車の処理を行っています。

さらに、平成7年12月の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行を受け、平成8年10月に分別収集計画を策定し、平成10年4月からペットボトルの分別収集を開始しました。

また、平成12年4月から「びん・ペットボトル」「かん」の中身の見える袋（透明袋）による排出を開始しました。

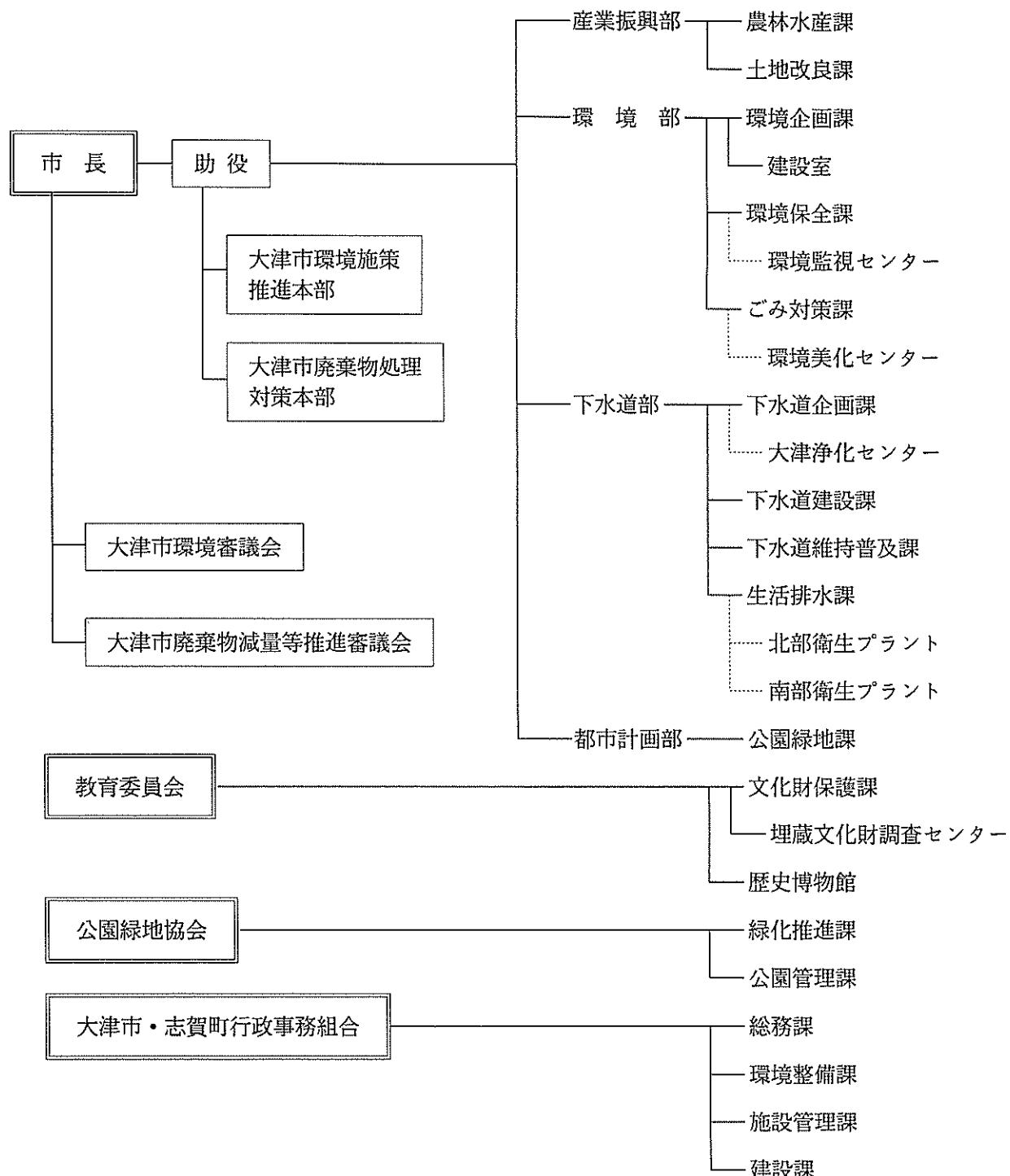
現在、現行のごみ処理基本計画が平成12年度に計画期間を終えることから、平成13年度を初年度とする新計画の作成作業を行っています。

## 2 環境行政機構

平成9年度に、それまで市民部に属していた公害対策部門と環境整備部に属していた廃棄物対策部門が統合して環境部が発足し、一元的に環境行政を推進する行政機構となりました。

なお、自然環境保全部門については都市計画部公園緑地課の、生活排水対策部門については産業振興部、環境部、下水道部の所管となっています。

図1-7 主な環境関係行政組織図



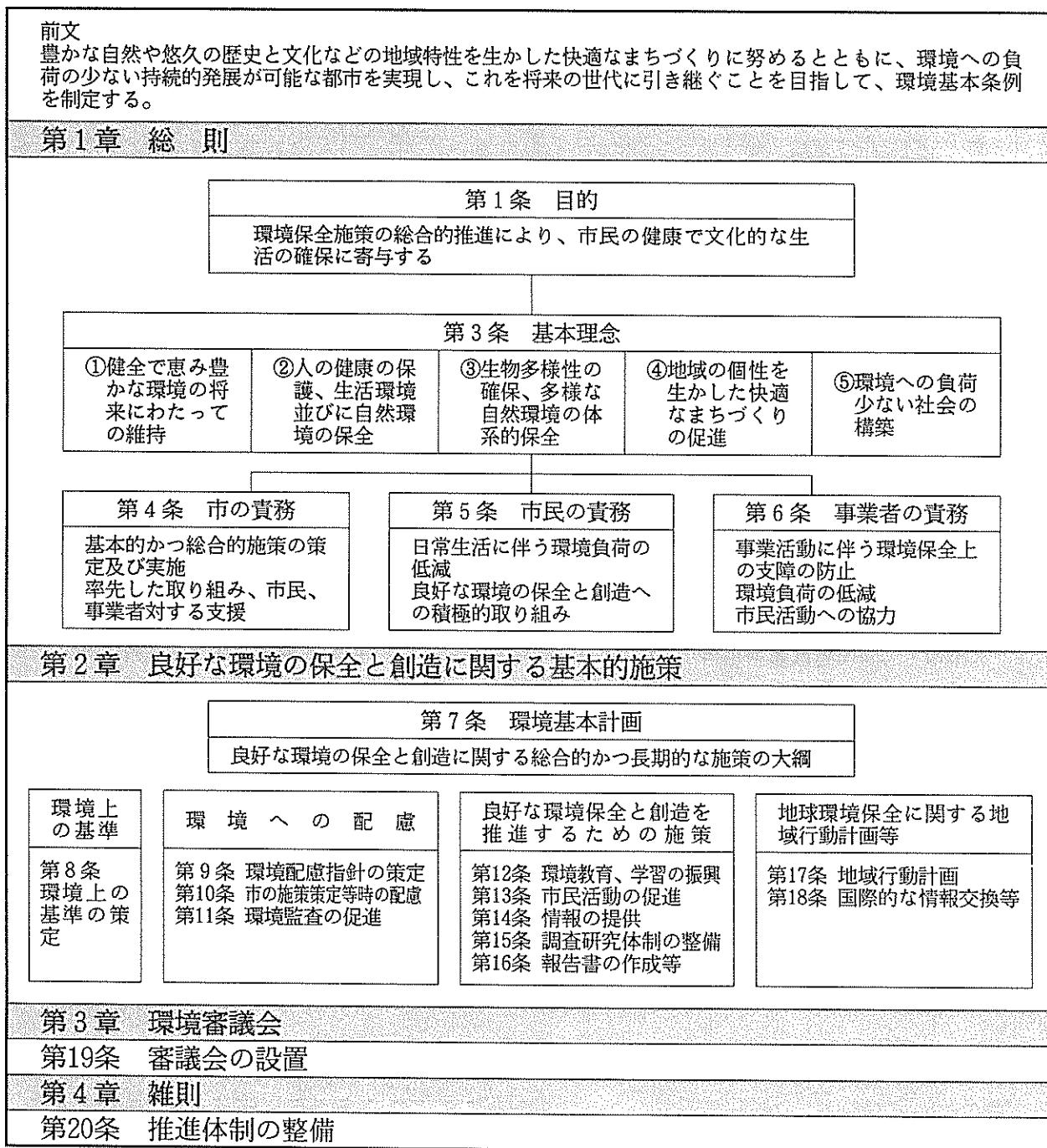
## 第4 環境の保全と創造に関する条例

### 1 大津市環境基本条例

平成7年9月、昭和48年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応す

るためのもので、今後の環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。<sup>22)</sup>

図1-8 環境基本条例の体系



## 2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

昭和50年3月、自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和50年3月、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としては、あらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、市民、事業者の責務として、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木・保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。<sup>33)</sup>

表1-9 新旧条例の比較

条 例 内 容		(旧条例) 大津市の生活環境の保全と増進に関する条例	(新条例) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例
特定事業等の事前協議等	特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発事業</li> <li>・ 生活環境事業</li> <li>・ 中高層建築物</li> </ul>	同左
	大規模建設等事業	.....	比較的大規模な事業について環境への配慮がなされるよう誘導（平成12年4月以降施行）
公害発生源に関する規制		特定工場等としての業種規制	<p>法・県条例と同様に、「汚水発生施設」、「ばい煙発生施設」、「振動発生施設」、「騒音発生施設」をそれぞれ定め、届出制とした。</p> <p>有害物質を取扱う工場を指定工場等とし、許可制とする。</p>
地球環境保全		.....	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化物質の排出抑制</li> <li>・ オゾン層破壊物質の排出の抑制</li> </ul>
事業者による自主的な環境管理の推進		.....	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模事業所における環境管理の推進</li> <li>・ 環境管理実施事業所の認定</li> <li>・ 指定化学物質等の適正管理</li> </ul>
その他		.....	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価専門委員会の設置</li> <li>・ 環境アドバザーの設置</li> <li>・ カラオケ規制</li> </ul>

## 4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに

### 環境の美化に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、より良い快適環境の創造と地球環境の保全をめざしたリサイクル社会の

## 3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して今日的な環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成10年9月、「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」（昭和49年2月制定）の全部改正を行いました。

特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場・事業場の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題への対応等の新たな施策を規定しており、平成11年6月に施行されました。<sup>23)</sup>

実現をめざして、平成6年6月、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。<sup>24)</sup>

## 第5 総合的な環境施策の推進

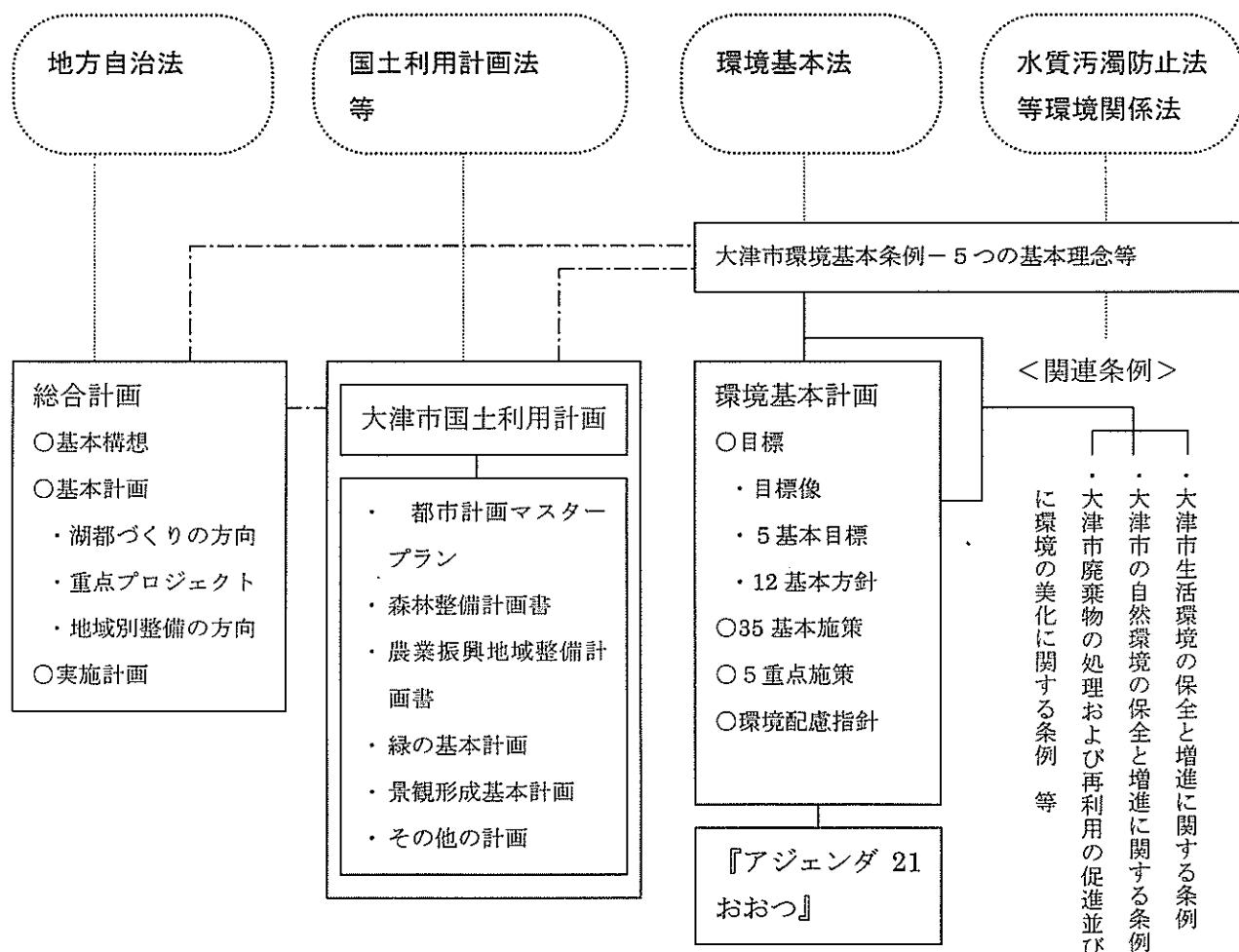
### 1 大津市国土利用計画等における環境保全のしくみ

国土利用計画は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として策定されるもので、第三次大津市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、大津市総合計画基本構想に即して、平成12年3月に大津市議会で議決されました。

大津市の恵まれた環境を保全し、さらに良好な

環境を創造するという観点から、適正かつ合理的、総合的な土地利用を進めることが求められており、この観点から、市域を自然的地域（森林地域、田園地域）、都市的地域（既成市街地、市街化進行地域、新市街地）、湖岸地域、歴史的地域に区分し、それぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。<sup>5)</sup>

図1－9 土地利用に関する計画と環境関係法令等



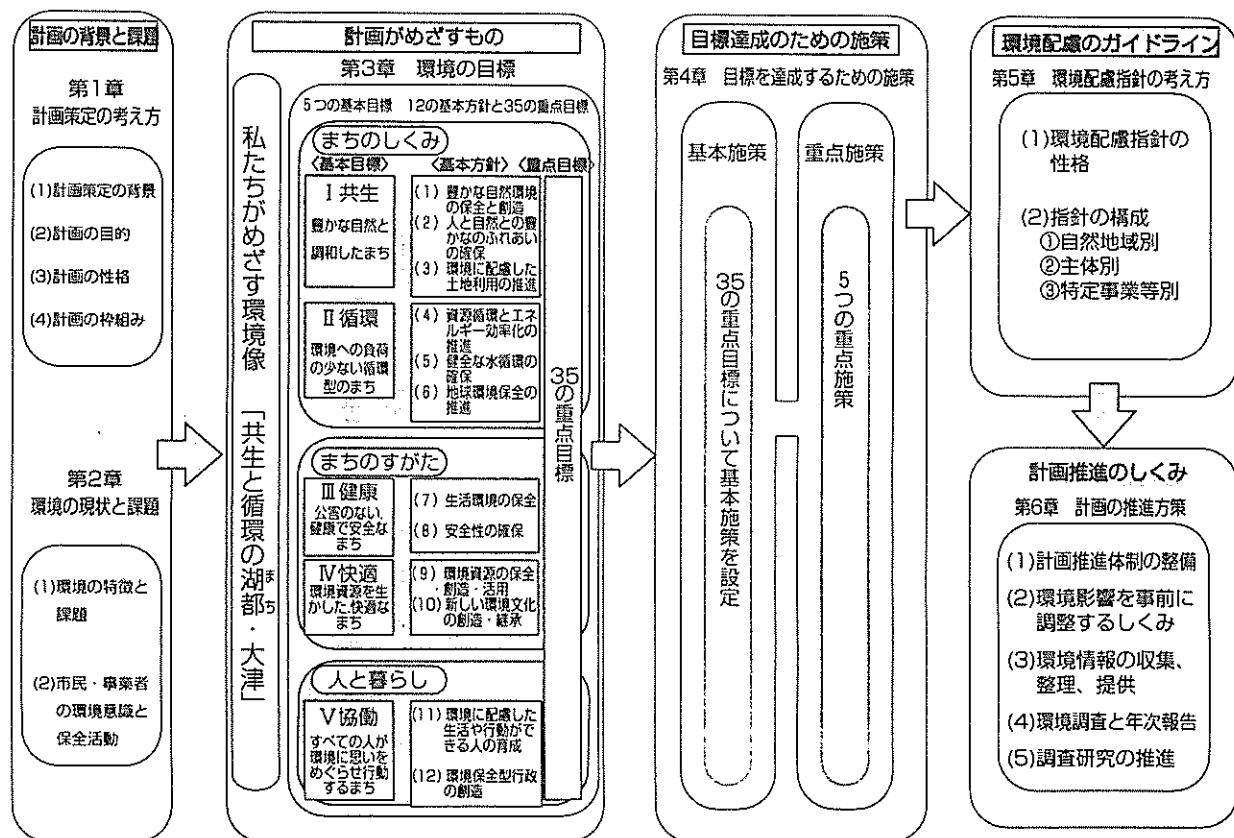
## 2 大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第7条に、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、府内に大津市環境施策推進本部

を設け検討し、市民、事業者の意見を聞き環境審議会の答申を得て、平成11年3月に本計画を策定しました。<sup>22)</sup>

計画の概要は次のとおりです。

図 1-10 環境基本計画の体系



### (1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例第7条に基づき策定したものです。

### (2) 計画の特徴

- ア 環境に係る全ての施策が35の基本施策の中に体系化された、総合的な計画です。
- イ 基本施策に合計56の<施策推進の指標>を設け、施策推進の状況を把握します。

ウ 望ましい環境づくりのために特に重要な課題について5つの重点施策を設けています。

エ 市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置づけた、行動型の計画です。

### (3) 計画の枠組み

- ア 自然環境、生活環境、快適環境、地球環境を対象としています。
- イ 大津市のすべての市民、事業者、市が計画を推進する主体です。

- ウ 対象地域は、大津市全域です。
- エ 計画の期間は平成11年度から22年度までの12年間です。

#### (4) 計画の概要

- ア わたしたちがめざす環境像と5つの基本目標  
私たちがめざす環境像として「共生と循環の大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「健康」「快適」「協働」という5つの基本目標を設けています。

#### イ 基本方針と重点目標

5つの基本目標を達成するために、12の基本方針と35の重点目標を設けています。

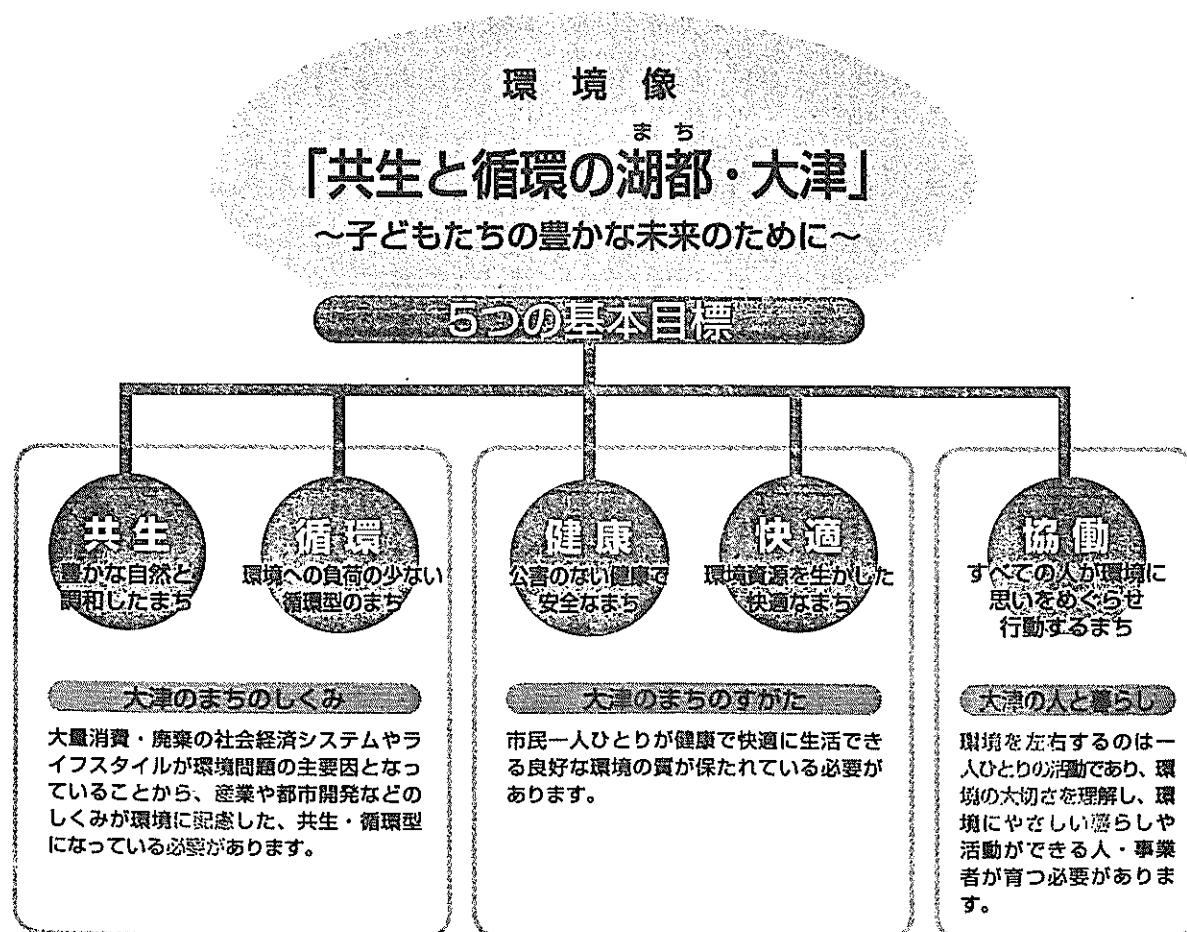
#### ウ 基本施策と重点施策

重点目標を達成するために、35の基本施策を推進します。

さらに、特に重要な課題について各主体の協働により重点的に取り組むために、5つの重点施策を推進します。

- 生き物を育む “生物生息空間（ビオトープ）の創造”
- 環境への負荷を減らす “リサイクル等とごみ減量の推進”
- 琵琶湖を守る “川すじコミュニティの創造”
- 豊かさを実感できる “緑のネットワークの形成”
- みんなが考え方行動する “環境パートナーシップの推進”

図1-11 私たちがめざす環境像と5つの基本目標



## エ 環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

## オ 計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより、積極的に計画を推進します。

### (5) 施策推進の指標の状況

基本施策に設けた＜施策推進の指標＞の状況を資料編にまとめて掲載します。

## 3 大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】

環境配慮指針【自然地域別・主体別編】は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針であり、市民、事業者の意見を聞き平成11年3月に策定しました。<sup>22)</sup>

### (1) 指針の特徴

- ア 環境への負荷の少ない土地利用を進めるための【自然地域別編】と、市民、事業者、市が日常生活や事業活動等で自主的、積極的に配慮を行うための【主体別編】で構成されています。
- イ 環境基本計画の12の基本方針に沿って、各主体が配慮すべき事項を示しており、どの項目からでも環境配慮が進められるものとなっています。
- ウ 各主体が配慮指針を活用するための＜活用ガイド＞を示しています。

### (2) 指針の概要

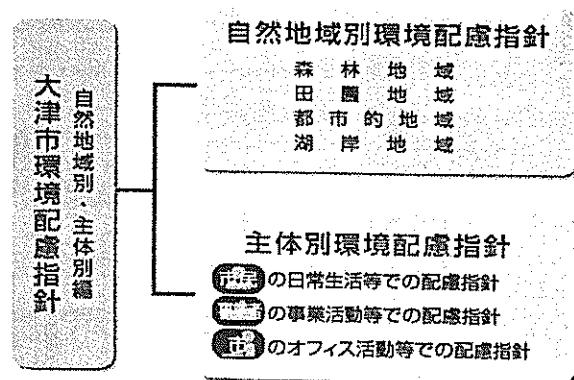
#### ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が小さな適正な利用を行うことができるよう、「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の4つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

#### イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者及び市が、環境に与えている負荷や環境からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示しています。

図1-12 環境配慮指針の体系

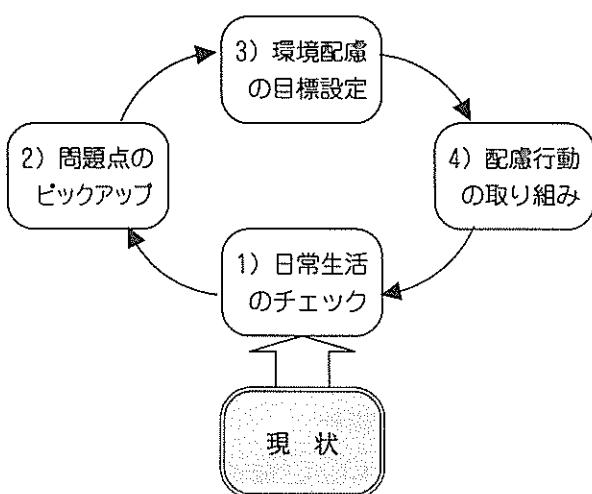


### (3) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、家庭で話し合い、環境管理系统の考え方を参考にして、できるところから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックするためや環境配慮システムを整備するために活用します。

図1-13 市民、事業者の環境配慮の進め方

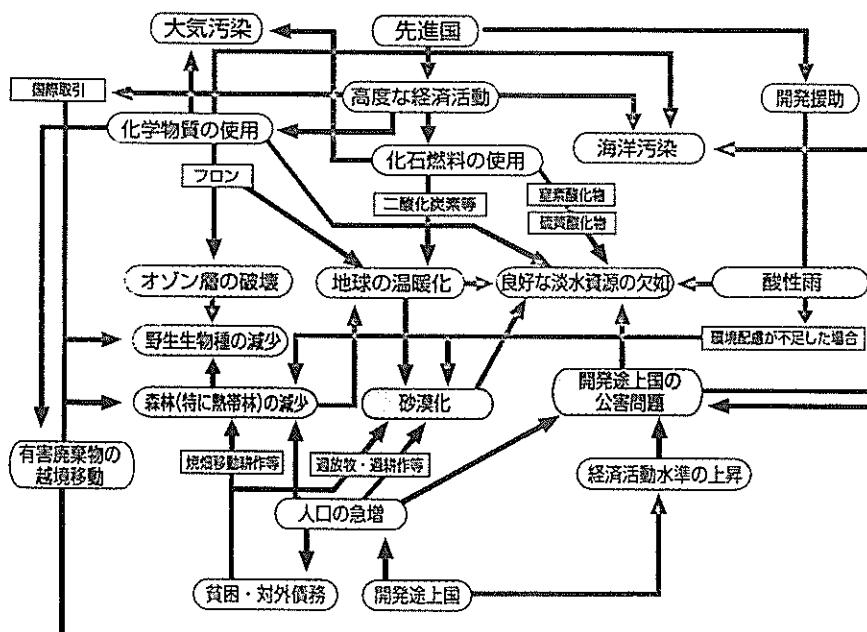


#### 4 『アジェンダ21おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）

私たちの日常生活や事業活動などによって出されたガスや処理が難しい廃棄物の蓄積、資源の急激な消費などによって、さまざまな地球規模の環境問題が起っています。地球環境問題とは、被害や影響が一国にとどまらず、国境を越え地球規模まで広がる環境問題や、先進国を含めた国際的な取り組みが必要とされる開発途上国での環境問題で、地球温暖化をはじめとする10の問題を言います。

これらの問題は、地域から取り組む必要がある今日的な重要な課題となっています。

図1-14 地球環境問題の相互関係



(各種の地球環境問題の間には本図に掲げたもの以外にも複雑な因果関係が存在する)

資料：滋賀県

平成4年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国際会議」(以下「地球サミット」という。)が開催されました。地球サミットには世界から約180カ国及び多数の国際機関が参加し、「環境と開発に関するリオ宣言」の採択、行動計画である「アジェンダ21」の策定

～子など、持続可能な開発のための合意がされました。さらに、平成9年12月には「気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)」が京都市で開催され、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める「京都議定書」が採択されました。

表1-10 京都議定書による数値目標

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6
基準年	1990年(HFC、PFC、SF6については1995年とし得る)
吸収源の取り扱い	限定的な活動(1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少)を対象とした温室効果ガス吸収量を加味
目標期間	2008年から2012年
削減目標	附属書I締約国全体の対象ガスの人為的な総排出量を、目標期間中に基準年に比べ全体で少なくとも5%削減する。 各附属書I締約国は、目標期間中の対象ガスの人為的な排出量が、個別の割当量を超過しないことを確保する。例えば 日本の割当量：基準年の94%（6%削減） 米国の割当量：基準年の93%（7%削減） EUの割当量：基準年の92%（8%削減）
パンキング	目標期間中の割当量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。

我が国では平成2年10月に「地球温暖化防止行動計画」が、平成5年12月に『アジェンダ21』行動計画が決定され、県では平成6年4月に「地球環境保全のための<アジェンダ21滋賀>」が策定されました。

市では、環境基本計画の考え方に基づき地球環境の保全に取り組んでいくため、市民、事業者の参加を得て検討会を設置して検討を重ね、『アジェンダ21おおつ』(大津市地球環境保全地域行動計画)を策定しました。「アジェンダ21」とは21世紀に向けた地球環境を守るために課題(アジェンダ)という意味です。<sup>22)</sup>

#### (1) 私たちがめざす環境像

素晴らしい地球を子どもたちに引き継ぐことをめざして、環境像として「共生と循環の湖都・大津

どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、この実現をめざします。これは、環境基本計画に掲げる環境像と同じです。

#### (2) 計画の目標

取り組みの総合的な目標(総合目標)として、次の目標を掲げています

- 市民1人当たりの二酸化炭素排出量を、2010年度において1990年度排出量より6%削減する
- その他の温室効果ガスについては、可能な限り削減に努める

また、個々の取り組みを推進する際の具体的な目標(行動目標)は、取り組み内容に応じて別に定めます。

### (3) 取り組みの内容

次の5つのテーマについて取り組みます。

それぞれについて、【すぐに取り組む】内容と【じっくり取り組む】内容、及び【各主体の行動】を示しています。

- (1) エネルギーのむだづかいをしない
- (2) 自動車の使いかたを考え、歩いたり自転車の利用を心がける
- (3) ものを大切に使いごみを減らす
- (4) フロンを回収しオゾン層を守る
- (5) 琵琶湖と生きものを守る

(4) パートナーシップで進めるリーディング事業  
現在行われている活動を核としながら6つの事業を進めます。

- 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進
- グリーン商店街・店舗づくり
- おいしい食べ物循環システムづくり
- エコドライブの推進
- 地域かんきょう学校づくり
- 特定フロン等を出さないしくみづくり

(5) (仮称)「おおつ環境フォーラム」を設置  
各主体が集まって計画を推進するためのフォーラムをつくり、学習会、ワークショップ等の開催、情報交換、活動交流、共同事業など、できるところからパートナーシップによる活動を進めます。

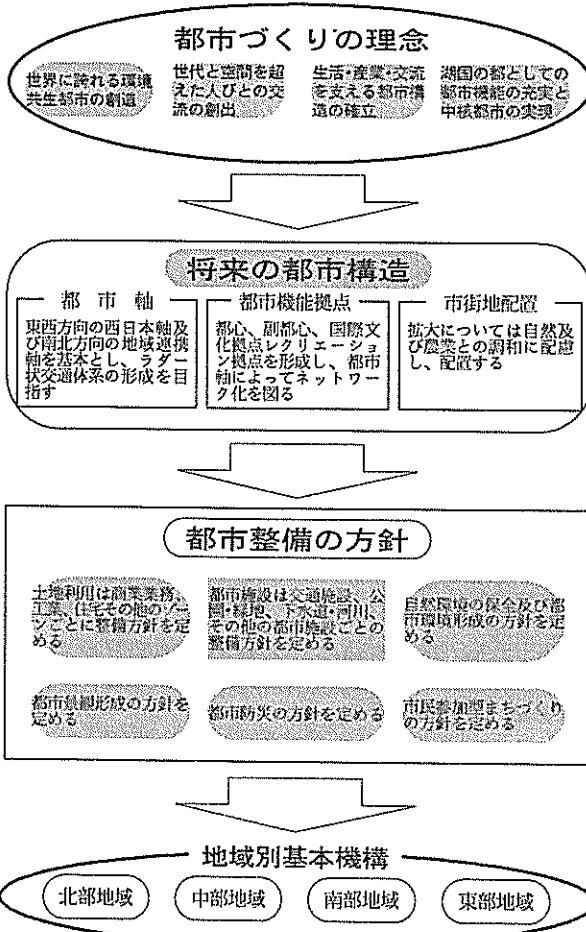
### 5 関連する主な計画

#### (1) 大津市都市計画マスターplan

平成12年4月、「大津市都市計画マスターplan」を策定しました。これは、大津市総合計画基本構想及び大津市国土利用計画をふまえて、都市づくりの理念と目標、都市構造、土地利用の方針、都市整備の方針、地域別まちづくり構想について各分野ごとにまとめたものです。

都市づくりの理念の一つとして「世界に誇れる環境共生都市の創造」を掲げ、琵琶湖とそれを取り囲むように連なる山々、上代に続く古い歴史など本市固有の世界に誇れる自然的・歴史的資源を維持・保全するとともに、都市づくりに活用し、環境共生都市としての個性の演出と豊かな心を育むひとづくりをめざすとしています。<sup>31)</sup>

図1-15 「大津市都市計画マスターplan」の概要



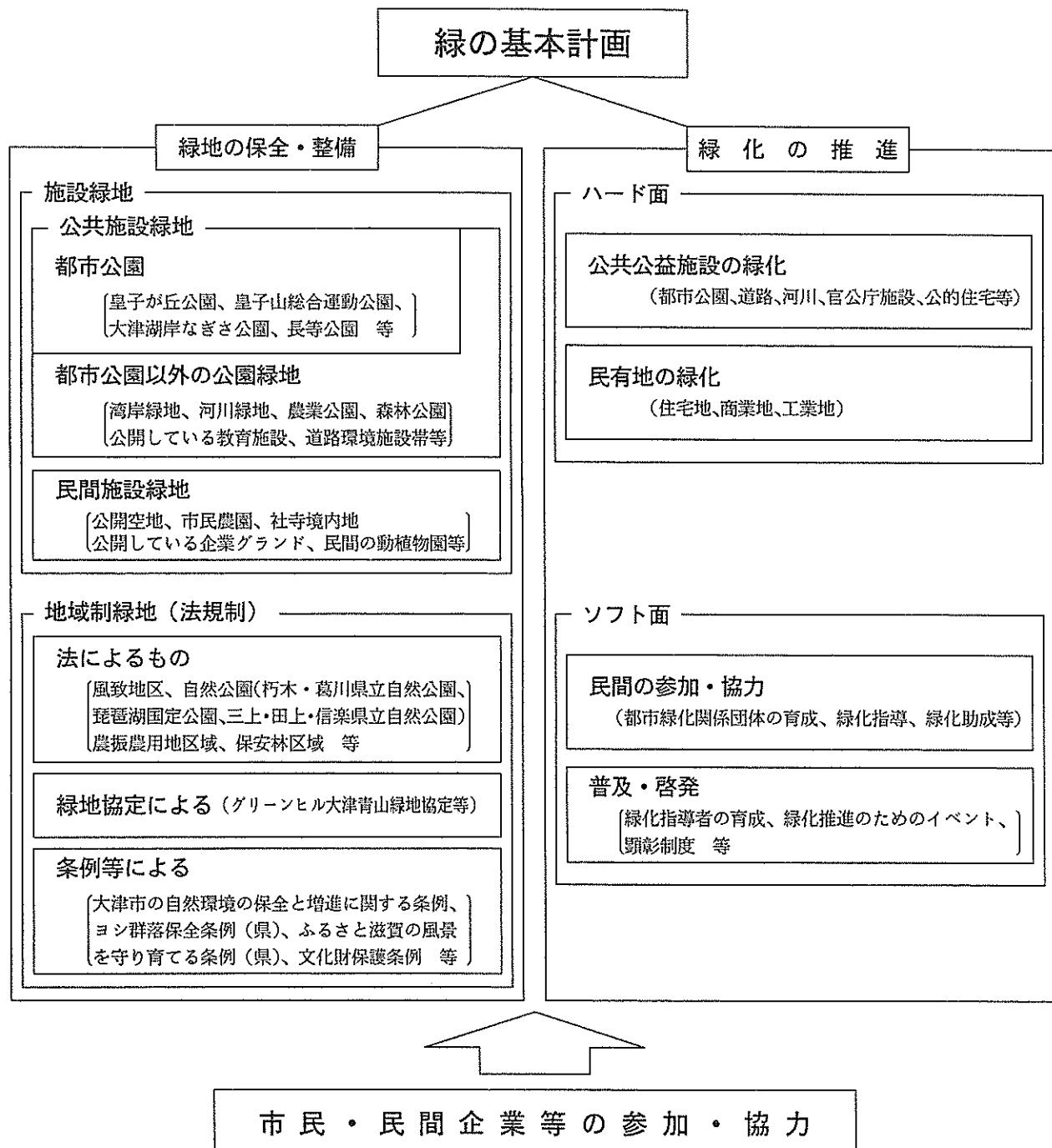
## (2) 緑の基本計画

近年の環境問題や自然とのふれあいに対する市民の関心やニーズに応え、豊かさの実感できる緑あふれる都市環境を形成するための、都市緑化全般にわたる緑に関する総合的計画として、平成12

年4月に都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を策定しました。

今後、この計画をもとにして、緑地の保全と緑化の推進を総合的に推進していきます。<sup>33)</sup>

図1-16 「緑の基本計画」の体系



## 6 大津市環境審議会

環境の保全と創造に関する施策を策定し、推進していくためには、環境問題の広がりに応じた多方面にわたる専門的知識や多角的な判断が必要となってきます。そのために市長の諮問機関として、昭和47年7月に公害対策審議会が発足しました。

その後、48年の環境保全基本条例の制定に伴いこれを改組して49年2月に環境審議会が発足し、平成7年9月に環境基本条例を制定したことにより、同条例第19条に位置づけられたものとなっています。

環境の保全に関し識見を有する者20人の委員で組織され、環境基本条例施行以降、「大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて」及び「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」答申を受けています。<sup>22)</sup>

## 7 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べるもので、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第17条に基づき設置されています。

学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計15人以内の委員で組織されており、平成9年3月に「容器包装リサイクル法に基づく分別収集のあり方について」答申を受けています。<sup>23)</sup>

## 8 大津市環境施策推進本部

市として、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第20条に基づき、平成9年12月に設置したものです。

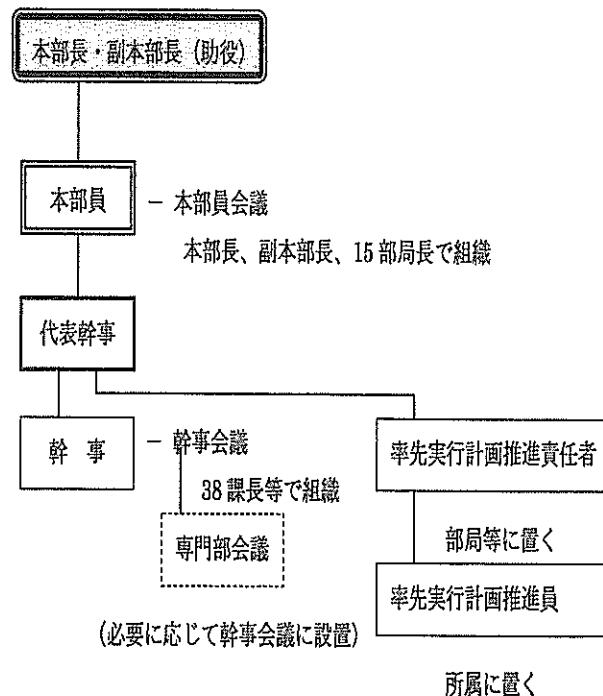
助役を本部長及び副本部長に、関係部課で組織し、平成11年3月に環境基本計画、環境配慮指針、

環境基本計画施策推進計画、環境にやさしい大津市役所率先実行計画、大津市役所グリーン購入推進基本方針をとりまとめました。

今後は、環境基本計画及びその関連計画を積極的に推進していきます。<sup>22)</sup>

図1-17 大津市環境施策推進本部の体系

(平成12年4月現在)



## 9 大津市廃棄物処理対策本部

家庭、事業所等から排出される廃棄物（し尿を除く。）の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、昭和55年10月に設置したものです。

助役を本部長、環境部長を副本部長に、9関係部局長及び環境部次長を本部員として組織しています。廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定、廃棄物の減量化及び資源化再利用についての市民及び事業者の意識高揚等について検討し、推進します。

これまで、容器包装リサイクル法に基づく分別収集のあり方や（仮称）南部清掃工場の建設について検討してきました。<sup>22)</sup>

## 10 環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、十分な環境保全対策を講じ、環境影響を未然に防止しようとするものです。<sup>23)</sup>

### (1) 国における制度

平成9年6月に環境影響評価法が制定され、11年6月から全面施行されました。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務づけています。

### (2) 滋賀県における制度

滋賀県では、昭和56年3月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定し、埋め立て干拓、ダムの建設、放水路等の建設、下水道終末処理場の建設等の14事業を対象事業としています。評価項目は、大気汚染、水質汚濁等の典型7公害と電波障害等の生活環境に係る項目、地形・地質、生物等の自然環境に係る項目及び景観や文化財となっています。

市内において、この環境影響評価の手続きが実施された事業は次表のとおりです。

また、平成10年12月に滋賀県環境影響評価条例が制定され、平成11年6月に全面施行されました。この条例は、①早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、②複合開発事業の概念の導入、③住民参加の機会の拡充、④事後調査の手続きの充実、⑤知事意見の反映を担保する手続きの導入を図ることなどが特徴となっています。

なお、本市においては、環境影響評価専門委員会を設置し、専門的な事項について審議しており、その意見を受けて環境保全の見地から県知事に意見を提出しています。

図1-18 環境影響評価法の手続の流れ

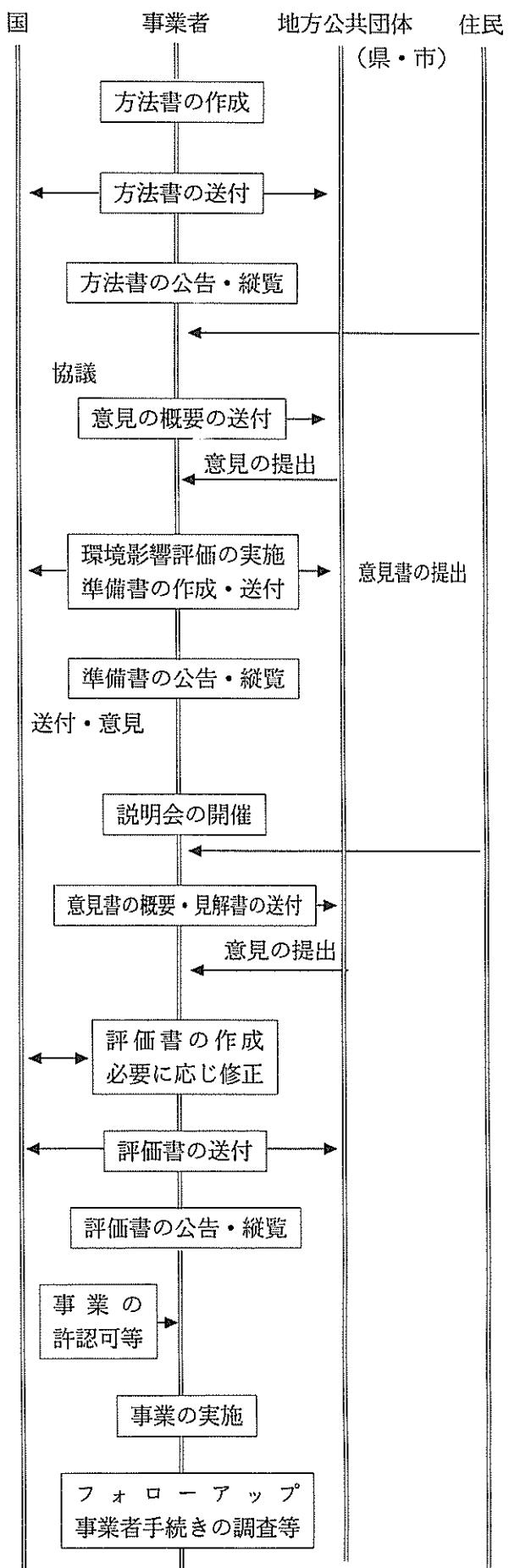


表1-11 環境影響評価の実施状況

事業名	規模
① 大津湖岸なぎさ整備事業	埋立て 18.5ha
② 大津港改修整備事業	埋立て 6.9ha
③ 中央自動車西宮線改築事業（栗東～瀬田東）	しゅんせつ 18 ha
④ びわこプレジデントゴルフクラブ開発事業（志賀町）	道路改築 9.2 km
⑤ 教育・研究機関誘致に伴う造成事業（龍谷大学）	敷地面積 97.8ha
⑥ 京阪ロイヤルゴルフクラブ増設工事	敷地面積 32.6ha
⑦ びわこサイエンスパーク（仮称）整備事業 (伊香立土地区画整理事業)	敷地面積 61.8ha
⑧ （仮称）新南部廃棄物処分地設置工事	敷地面積 188.0ha
⑨ （仮称）大津湖西台土地区画整理事業	敷地面積 26.3ha
⑩ （仮称）大津クリーンセンター産業廃棄物最終処分場設置事業	敷地面積 96.0ha
⑪ 大戸川ダム建設事業	敷地面積 20.5ha
⑫ 大津カントリー俱楽部整備および増設工事事業	敷地面積 150.0ha
⑬ 立命館大学みわこキャンパス整備事業	敷地面積 220.6ha
⑭ 近畿自動車道飛鳥神戸線建設事業	敷地面積 50.0ha
⑮ 大津湖岸なぎさ公園整備事業（打出の森地区変更）	道路新築 54.0 km
16 龍谷大学瀬田学舎課外活動施設拡充事業	埋立て 3.76ha
17 大津真野佐川地区土地区画整理事業	敷地面積 39.5ha
	敷地面積 41.1ha

注：○印は手続きの完了したものと示す。

## 11 公害防止貸付制度

中小事業者を対象に、昭和46年5月、貸付限度額500万円、利率5.5%、償還期間5年、銀行との協調融資（1:1）という条件で当事業を開始し、以後数回の改正を経て、現在は1,000万円（移転1,500万円）、2.4%、10年返済、協調融資（市：銀行=3:7）でこれを運用しています。現在までの貸付件数は55件です。<sup>23)</sup>

## 第2章 各論



## 第2章 各 論

環境基本計画の体系に基づき、35の基本施策について環境の状況や取り組みの内容を示します。また、あわせて本文以外の平成11年度に実施した主な事業を示します。

(本文文末の番号は施策・事業を所管する大津市役所の所属を示しています。番号と所属の対照表は資料編に掲載しています。)

### 第1 豊かな自然環境の保全と創造

#### 1 多様な自然環境の体系的な保全

大津には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し大津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地、農用地などは多面的、公益的な機能を持つなど重要な役割を果たしています。

平成8年度に実施した自然環境調査によると、本市全域の緑被率は約78%、市街化区域の緑被率は約30%となっています。

その他、平成11年度に実施した主な施策は次のとおりです（以下、他の基本施策についても同じ方法で示します）。

- 平成11年度は、7.24haの造林、193.28haの育林を行いました。<sup>20)</sup>
- 平成11年度より伊香立学区をモデル地区として環境調和型農業に取り組んでいます。これは、地域住民と行政によるパートナーシップを基礎とし、生産性を維持しながら地域の活性化を図りつつ環境への負荷を削減しようというものです。<sup>21)</sup>
- 市民の意見を取り入れ、都市計画審議会に諮問して、“世界に誇れる環境共生都市の創造”を都市づくりの理念の一つとした「大津市都市計画マスタートップラン」を策定しました。<sup>22)</sup>
- 瀬田公園、一里山公園の整備に際しては、地域の原風景であるため池を取り込み、原植生をできるだけ残すよう配慮しました。<sup>23)</sup>

#### (1) 「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」による自然環境の保全

平成12年3月22日に、大津市議会において「第三次大津市国土利用計画」が議決されました。この中で、緑の山並みを形成する森林地域のうち国定公園、県立自然公園及び風致地区を中心に「緑地保存地域」と位置付け、他の用途への転換を厳しく抑制することとしています。また、平地部の独立丘などの「前山」を形成する森林地域、農業振興地域の農用地、宅地以外の地すべり防止地域については「環境形成緑地」と位置づけ、他の用途への転換を抑制することとしています。<sup>24)</sup>

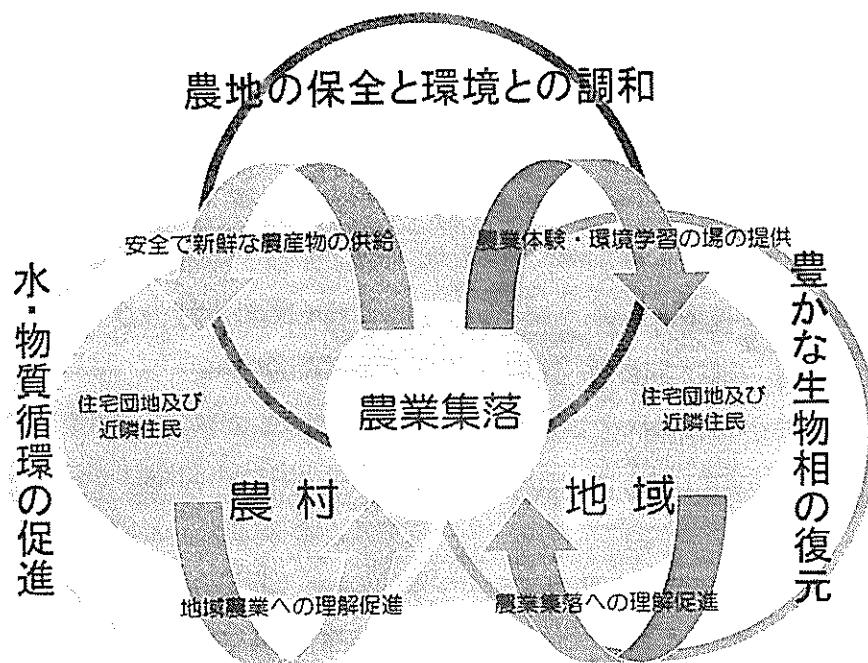
#### (2) 「大津市農業農村環境整備計画」の策定

大津市農業農村環境整備計画策定委員会を設置して検討を重ね、平成12年3月に農業振興区域内における「大津市農業農村環境整備計画」を策定しました。

これは、大津市の豊かな農村環境を保全、再生するために、『里山、ため池、田園の恵みに満ちた湖都の農村づくり』をテーマに掲げ、農業振興地域の環境保全に対する基本的な考え方及び農業農村整備事業における基本的対応策を示しています。<sup>25)</sup>

計画の体系は次頁のとおりです。

図2-1 農村地域における環境保全に関する取り組みイメージ



## 2 生物の多様性の確保

### (1) 動植物の生息・生育状況

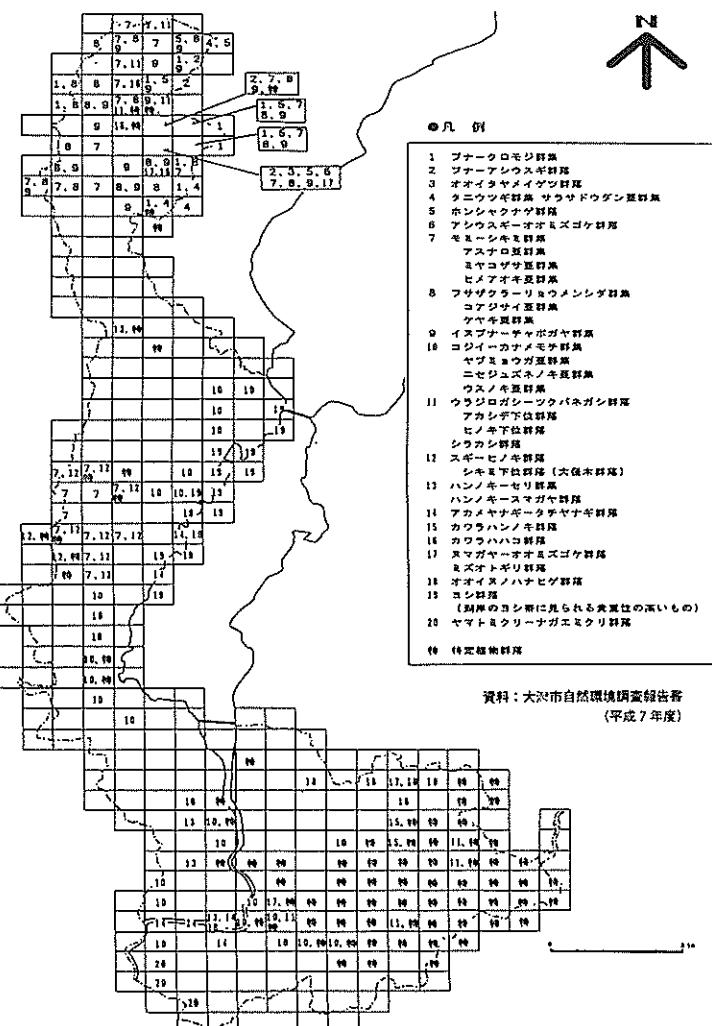
平成7～8年度に実施した大津市自然環境調査による動植物の生息・生育状況は次のとおりです。<sup>22)</sup>

#### ア 植物

森林植生、草本植生を併せて約80タイプの植物群落が確認されました。これの多くは代償植生であり、自然植生は、比良山や京都府県境の標高の高い山頂付近等に小面積で残っています。

貴重植物群落の分布状況をみると、市北部の葛川、東部の田上、上田上に多くの群落がみられ、特に、堅田、雄琴、下阪本地域の湖岸沿いにはヨシ群落が見られます。

図2-2 貴重植物群落分布図



## イ 動物

大津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多くの種類にわたっています。

標高の高い比良山地及び丹波高原では、ツキノワグマ、カモシカのような奥山型の哺乳類や、渓流にはヒダサンショウウオやナガレヒキガエルが生息するなど、近畿地方では高標高の山地のみに分布するグループもみられます。この山地は自然

度の高い貴重な地域であるといえます。

大津市に生息する哺乳類は6目12科23種、は虫類は2目6科14種、両生類は2目6科18種、昆虫類は18目201科1,209種の記録があります。

### (2) 保護地区の指定

昭和55年8月に、「瀬田川自然保護地区」が大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づく保護地区に指定されました。<sup>33)</sup>

表2-1 指定保護地区の概要

指 定 年 月 日	昭和55年8月1日
保 護 地 区 の 名 称	瀬田川自然保護地区
指 定 す る 土 地 の 区 域	瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流875メートルの地点から鹿跳橋の下流200メートルの地点までの区域（面積62,776平方メートル）
指 定 の 内 容	瀬田川の河岸、河床に存在する甌穴（大小さまざまの丸い穴のあいた岩石）を含む指定区域内の自然景観（鹿跳橋を除く。）

### (3) 保護樹木・保護樹林等

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」では、市街地に所在する樹木で良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するため必要があると認められる樹木について、保護樹木として指定することができることとなっています。<sup>33)</sup>

現在は、自然災害等で指定解除したものを除き28本の保護樹木を指定しており、その保護に努めています。

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- ア. 都市化区域内に所在すること。
- イ. 樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
  - 地上より1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
  - 地上より高さが15m以上である。
  - 株立ちした樹木では、地上より高さが3m以上である。
  - はん登性樹木では、枝葉の面積が30m<sup>2</sup>以上である。

表2-2 保護樹木

指定番号	樹木名	幹周 cm	樹高 m	推定樹齢	所在地	所有者
3	ケヤキ	282	15	100	長等一丁目1-35	大津赤十字病院
4	イチヨウ	210	15	150	札の辻4-26	本願寺近松別院
5	イチヨウ	205	16	150	"	"
6	クロガネモチ	274	18	400	松本一丁目8-25	平野神社
7	カヤ	290	13	200	"	"
9	エノキ	379	23	200	西の庄15-16	石坐神社
10	イチヨウ	435	24	600	木下町7-13	和田神社
12	ケヤキ	310	22	300	"	"
13	ケヤキ	350	26	400	中庄一丁目14-24	篠津神社
14	クスノキ	188	13	70	園山一丁目1-1	東レ株式会社
15	カツラ	330	13.7	300	三井寺町4-1	長等神社
17	クスノキ	325	21.1	350	皇子が丘一丁目15-38	田中隆
18	クスノキ	335	23.9	350	"	"
19	イチヨウ	345	21.1	300	下阪本五丁目8-5	嚴島神社
20	シダレヤナギ	204	14.7	100	島の関1-60	中央小学校
21	イチヨウ	200	13.2	130	本堅田一丁目22-30	本福寺
22	シイ	500	14.1	300	坂本六丁目1-19	大將軍神社
23	イチヨウ	380	25.6	300	京町二丁目1-16	善通寺
24	モミジバズズカケノキ	436	22.4	70	京町三丁目6-23	県立体育文化館
25	クスノキ	267	18.6	200	大江二丁目28-41	西徳寺
26	ケヤキ	336	23.4	300	苗鹿一丁目9-13	那波加荒魂神社
28	ケヤキ	525	23.0	400	滋賀里三丁目1	倭神社
29	クスノキ	270	23.9	250	"	"
31	クスノキ	241	16.5	80	膳所二丁目11-1	県立膳所高校
32	クスノキ	302	16.0	80	"	"
33	クスノキ	226	12.0	80	"	"
34	ムクロジ	240	15.6	200	下阪本六丁目8-10	礪成神社
35	イロハモミジ	183	15.3	400	坂本一丁目8-31	倭神社

表2-3 保護樹林

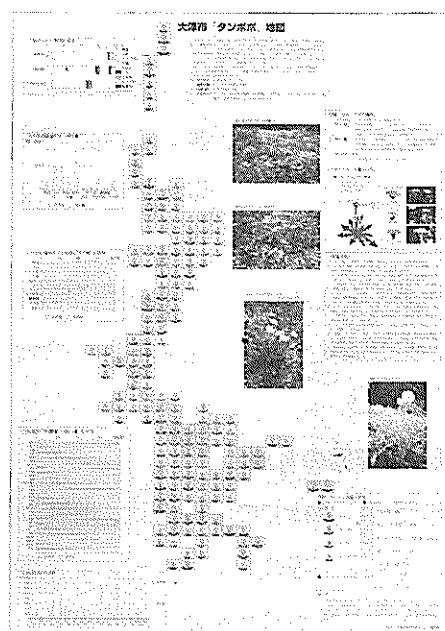
指定番号	樹林名	面積	所在地	所有者
1	御靈神社の森	2,570m <sup>2</sup>	大津市鳥居町14-13	御靈神社
2	高穴穂神社の森	3,647	" 穴太一丁目3-1	高穴穂神社
3	膳所神社の森	5,728	" 膳所一丁目14-14	膳所神社
4	平津の森	12,926	" 平津二丁目9-13	戸隠神社
5	寺辺の森	14,700	" 石山寺二丁目13-16	新宮神社

#### (4) 身近な環境調査員～環境夢先案内人～による

##### 身近な生き物等の調査

「身近な環境調査員」を公募し、自然環境を中心的に身近な環境に親しみながら調査をしていただくものです。平成3年度に発足し、これまで、ホタル、ヨシ、ユスリカ、赤トンボ、水辺の鳥、たんぽぽ、ツバメ、酸性雨、環境宝物、魚、サクラなどの調査を行ってきました。結果は地図や冊子にまとめて情報提供者や小・中学校等に配布するとともに、『大津のかんきょう宝箱』やインターネット大津市役所ホームページで情報提供しています。<sup>23)</sup>

図2-3 大津市『タンポポ』地図



#### (5) 多様な生態系の保全

湖辺生態系の基盤であるヨシ群落を保全するため、真野地域から瀬田南地域にかけて7学区9実行委員会によりヨシ刈り等が行われています（第11を参照）。<sup>23)</sup>

また、ホタルの里づくりを進める団体に対して、カワニナの提供などの支援を行っています。<sup>23)</sup>

- 平成12年2月5日、滋賀県と琵琶湖に面する大津市を含む県内全21市町村は、水鳥のための湿地の保護を目的としたラムサール条約に登録されている琵琶湖の保全を図るために「琵琶湖ラムサール条約連絡協議会」を設立しました。<sup>23)</sup>

- 水産資源の被害を防止し、生態系への影響を軽減するため、カワウ（大型の魚食性水鳥）の駆除を行いました。<sup>23)</sup>

### 3 身近な自然の保全と創造

#### (1) ビオトープの保全と創造

野生生物の生息・生育機能の乏しい市街地を中心に、河川・水路の多自然化や自然性の高い公園など、生物生息空間（ビオトープ）の整備を進めています。

これまで、横田川、千丈川などの河川、瀬田公園、一里山公園などの公園、平野古池などのため池などでビオトープの配慮を行っています。

また、平成2年度から市民参加で実施しているヨシ保全活動は、湖辺のビオトープの保全活動として大きな役割を果たしています（第11参照）。

- 殿田川の改修計画の策定にあたり、多孔質の魚巣ブロックを設置する計画としました。<sup>23)</sup>

- 盛越川中流域において、ホタルの飛翔・休息等の場所の確保、観測ゾーンの設置など、ホタルの生息に配慮した河川整備が行われました。<sup>23)</sup>

- 地域が進めるホタルの里づくり構想の一環として、カワニナ飼育池(24)を富士見小学校敷地内に設置し、地域活動と連携しています。<sup>23)</sup>

- 堅田内湖の整備にあたっては、現況保存を優先するとともに、必要に応じて空石積みや魚巣ブロックを設置する、水生生物を移植する、水深30cm程度の浅瀬を設けるなど、貴重な動植物の生息に配慮して護岸工事を進めています。<sup>33)</sup>

## (2) 緑化の推進

緑のまちづくりを推進するために、植樹運動の展開、緑化行事の開催等を行っています。

- 新設の公共施設（坂本一丁目団地、やまびこ総合支援センター）に植樹帯を設置しました。<sup>24)</sup>
- 宅地開発等に伴って、都市緑地保全法に基づく緑地協定を3件認可しました。<sup>33)</sup>
- 平成6年3月に「大津市ふるさと水と土保全基金条例」を制定し、平成11年度は、「第45回びわ湖開き」会場において啓発標語付き花の種を配布しました。<sup>25)</sup>

### ア おおつ花フェスタの開催

花とみどりのまちづくりを推進するため、毎年都市緑化月間に「おおつ花フェスタ」を開催しています。花や苗木の即売、園芸相談、農産物の販売などを行い、多くの市民に親しまれる催しなっています。<sup>33, 60)</sup>

### イ 花作りの推進

うるおいのある生活には花は欠かせない要素であり、公園をはじめ、公民館、河川等で花作りをする団体に花の種や苗などの支援を行っています。

10, 23, 33, 60)

また、秋には、「手のひら花苑花壇コンクール」を開催しています。<sup>60)</sup>

### ウ 園芸教室

市民に家庭で花や緑に親しんでもらうため、年間を通して花や緑に関する講習を行っています。

### エ 公園愛護団体の育成等

公園をはじめとした市域の緑を守り育てるためには、適切な維持管理が不可欠です。このため、緑を愛する市民意識の実践の場として、地域の各種団体による公園愛護団体の組織化・育成を進めています。平成11年度には73箇所66団体で都市公園の清掃、除草などの活動が行われました。<sup>33)</sup>

### オ 生垣設置奨励補助金交付制度

家庭における緑化推進をめざして、生垣を設置する場合、その費用の一部を助成しています。<sup>60)</sup>

## (3) 自然愛護思想の普及

大津の豊かな自然環境は市民共通の財産です。この財産を守り育て、次の世代に伝えるため、また市民一人ひとりが緑の恩恵について理解と認識を深めてもらうために、学校教育、社会教育、各種の団体活動等を通じて緑を愛する市民意識の高揚に努めています。

また、平成5年度には、大津市公園緑地協会を発足させ、家庭緑化や街の緑化を支援しています。

### ア 大津緑の少年団の育成

緑の少年団は、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプ等のレクリエーション活動を通じて、子どもたちが自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体で、平成7年4月に設立されました。大津市内の小学生が対象で緑の募金街頭活動、植栽、ハイキング、キャンプ等を行っています。団員は、平成11年度は50名でした。<sup>33, 60)</sup>

### イ 大津市の花、木、鳥

大津の豊かな自然を象徴するまちのシンボルとして公募し、平成3年3月に大津市の花、木、鳥が選定されました。<sup>18, 33)</sup>

大津市の花は叡山すみれ、木は山桜、鳥はゆりかもめです。

選定の理由は次のとおりです。

#### (ア) 叡山すみれ

「叡山」という大津市内の地名がついたスミレ科の多年草。松尾芭蕉が小関越を通ったとき、「山路きてなにやらゆかしすみれ草」と句を残しているなど、大津にゆかりの深い花です。

図2-4 叡山すみれのデザイン

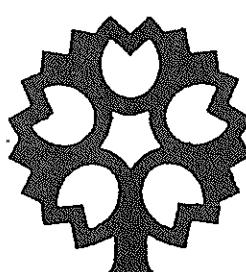


大津市の花  
叡山すみれ

#### (イ) 山桜

日本原産の落葉広葉樹であり、「さざ波や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山桜かな」という歌に代表されるように、長等山は古くから桜の名所です。この他市内各地で山桜にちなんだ和歌が詠まれています。現在でも市内の多くの公園に植えられ、市民に親しまれています。

図2-5 山桜のデザイン

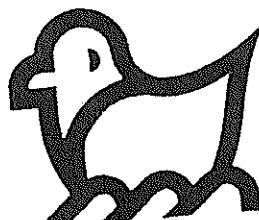


大津市の木  
山 桜

#### (ウ) ゆりかもめ

かもめ科の冬鳥。その優美な姿から「都鳥」とも呼ばれています。琵琶湖周辺でどこでも見られ、市民になじみ深い鳥です。冬鳥ですが琵琶湖に留まるものも多く、年間を通じて見ることができます。渡り鳥として世界を広く移動することから「国際文化観光都市・大津」の国際性を象徴するものです。

図2-6 ゆりかもめのデザイン



大津市の鳥  
ゆりかもめ

## 第2 人と自然との豊かなふれあいの確保

### 1 自然体験空間の整備

#### (1) 自然体験ができる地域や施設

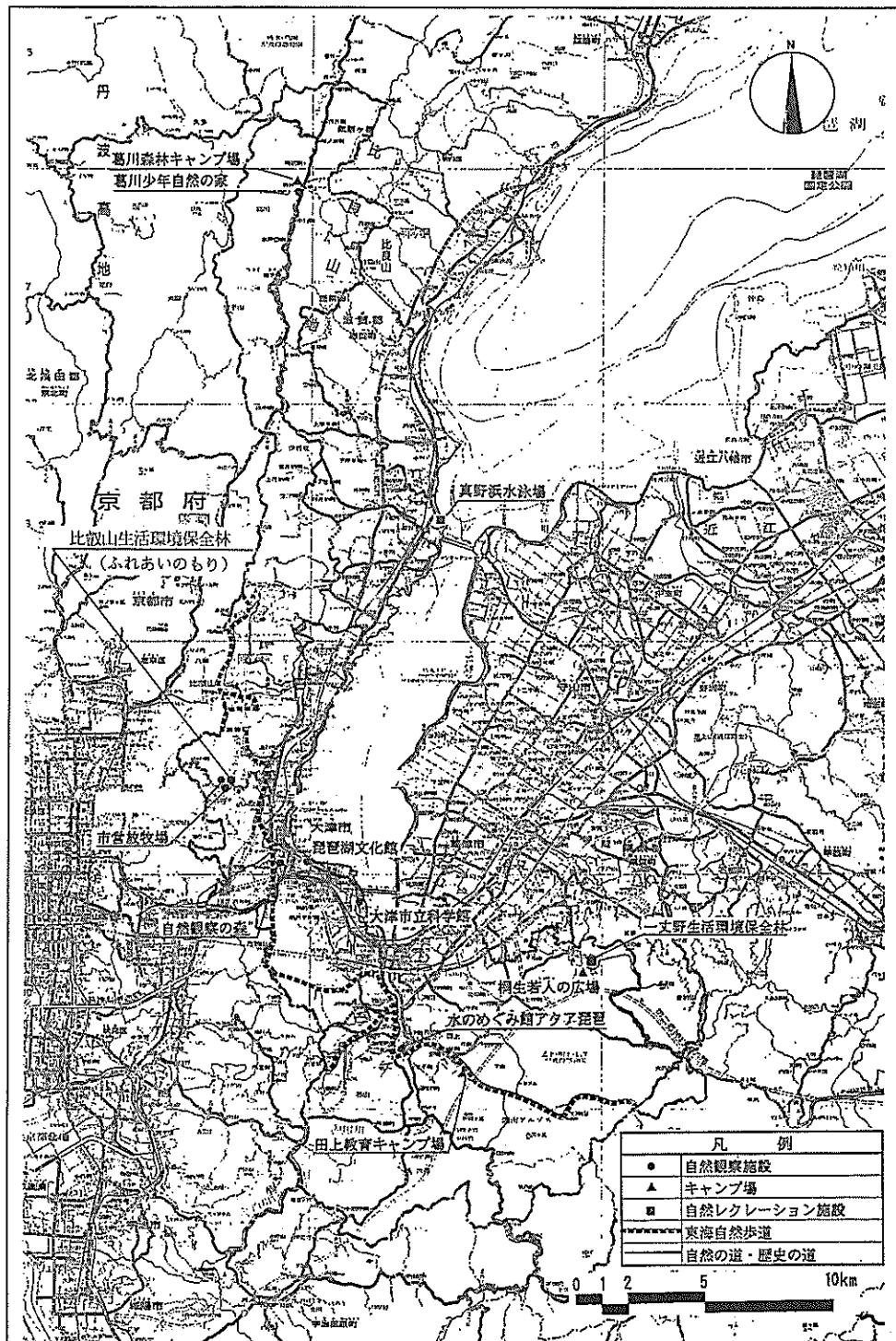
自然体験ができる地域として葛川森林キャンプ村、田上・桐生教育キャンプ場等の整備をすすめ、自然とふれあう施設として自然観察の森、ふれあいのもり等を整備しています。

- 瀬田公園の周遊園路には、木製デッキの展

望スポットを随所に設け、延長150mにわたって水辺の豊かな自然とふれあうことができるようになりました。<sup>33)</sup>

- 長等公園の散策園路(320m)は緑の中を快適に散策できるよう勾配に配慮しています。<sup>33)</sup>
- 茶臼山公園は、現存する都市の自然を活かした整備に方針転換しました。<sup>33)</sup>

図2-7 自然とのふれあい施設等の位置



## (2) 東海自然歩道

東京の西郊にある「明治の森・高尾国定公園」を起点とし、大阪の北郊にある「明治の森・箕面国定公園」を終点とする総延長1,343 kmの長距離歩道。明治100年事業として、厚生省の指導により昭和49年に誕生しました（現在は環境庁所管）。

市内では、信楽町田代の田代川三筋の滝の下流から田上山、音羽山、長等山、比叡山といった周囲の山々を経て、京都大原に通じる仰木峠までで、延長52 km、休憩所が4カ所あります。

## (3) 自然の道・歴史の道

昭和45年に、すぐれた自然と恵まれた歴史的遺産を多くの人に見てもらおうと「自然の道・歴史の道」を設定しました。

これまでに◇湖南アルプスの道◇大津京の道◇堅田葛川の道◇小関越の道の整備を終え、今後も年次的に整備する予定です。<sup>18)</sup>

## (4) 自然のみち空間の整備

大津市中央地区歩行者案内事業で、歩行者用の案内板（ラダータイプ）を15基設置しました。今後、引き続き13基を設置する予定です。<sup>19)</sup>

## 2 自然とふれあう活動の推進

### (1) 市民農園等の整備と活用

市民農園等は、菜園としての機能の他、自然とのふれあい、レクリエーションなど、様々な役割を果たしています。市内ではファミリー農園（388区画）<sup>20)</sup>や老人健康農園（5地区）<sup>15)</sup>が、また、レーク大津農協においては青空健康農園が運営されています。

表2-4 ファミリー農園設置状況

農園名	面積(m <sup>2</sup> )	区画数
滋賀里	3,307	110
高砂	500	17
鏡が浜	2,050	77
湖城が丘	1,030	31
国分西出	1,226	39
国分西出（新）	1,378	50
田上枝	687	16
月輪二丁目市民農園	2,389	48
計	12,567	388

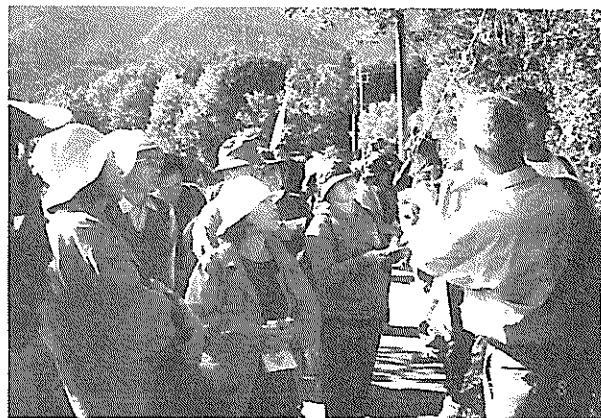
### (2) 自然観察会等

自然を大切にする心を育むために、初夏と秋の2回「自然観察会」を市自然保護指導員連絡会と共に催行っています。これは、田上山、長等山、比叡山などで植物や野鳥などの自然を観察するもので、平成11年度の参加人数は90名でした。

また、冬の琵琶湖を訪れる水鳥たちの生態を観察する「水鳥の観察会」も年1回開催しています（平成10年度は荒天のため中止）。

それぞれ多くの市民が参加し、自然の美しさ、自然の中で過ごすことの楽しさを知ってもらうことを通じて、自然の大切さを啓発しています。

また、市自然保護指導員連絡会では指導員の研修会を実施しています。<sup>21)</sup>



観察会開催状況

### (3) 「一里山公園緑のふれあいセンター」の設置

新しい緑化推進の拠点として、平成12年3月に「一里山公園緑のふれあいセンター」がオープンしました。ここには温室兼用のホールがあり、花と緑の情報を提供しています。<sup>22)</sup>

### 第3 環境に配慮した土地利用の推進

#### 1 自然公園等の指定

##### (1) 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく地域指定

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類があり、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として指定されています。<sup>33)</sup>

本市には、琵琶湖国定公園（昭和22年指定）、

三上・田上・信楽県立自然公園（昭和44年指定）及び朽木・葛川県立自然公園（昭和46年指定）の3つがあります。それらの面積の合計は15,034haになっており、本市の面積の約半分を占めています。

表2-5 大津市の自然公園等の面積

（単位：ha）

区分	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	普通地域	計
琵琶湖国定公園	358	1,714	2,547	120	4,739
三上・田上・信楽県立自然公園	8	106	4,526	1,033	5,673
朽木・葛川県立自然公園	130	264	726	3,502	4,622
計	496	2,084	7,799	4,655	15,034

#### ア 琵琶湖国定公園

比叡山系・音羽山系の山々を中心に琵琶湖、瀬田川及びその両岸の一部がその範囲で、山々と琵琶湖の美しい自然の景観と比叡山のような歴史的環境に恵まれた公園です。

断層が横たわっており、山が深く一部に残る天然林は野生動物の良好な生息環境となっています。また、この地域は、スギ、ヒノキを中心に良質の木材の産地です。

#### イ 三上・田上・信楽県立自然公園

湖南アルプスとよばれる田上山地のゆるやかな山並みを中心に構成された自然公園で、ほとんどが花崗岩質であり風化が著しく、アカマツを中心とした植生とで美しい景観を形成しています。

#### (2) 風致地区の指定

都市計画法第8条に基づき、都市の良好な風致を維持するため、市内には12の風致地区が設けられています。

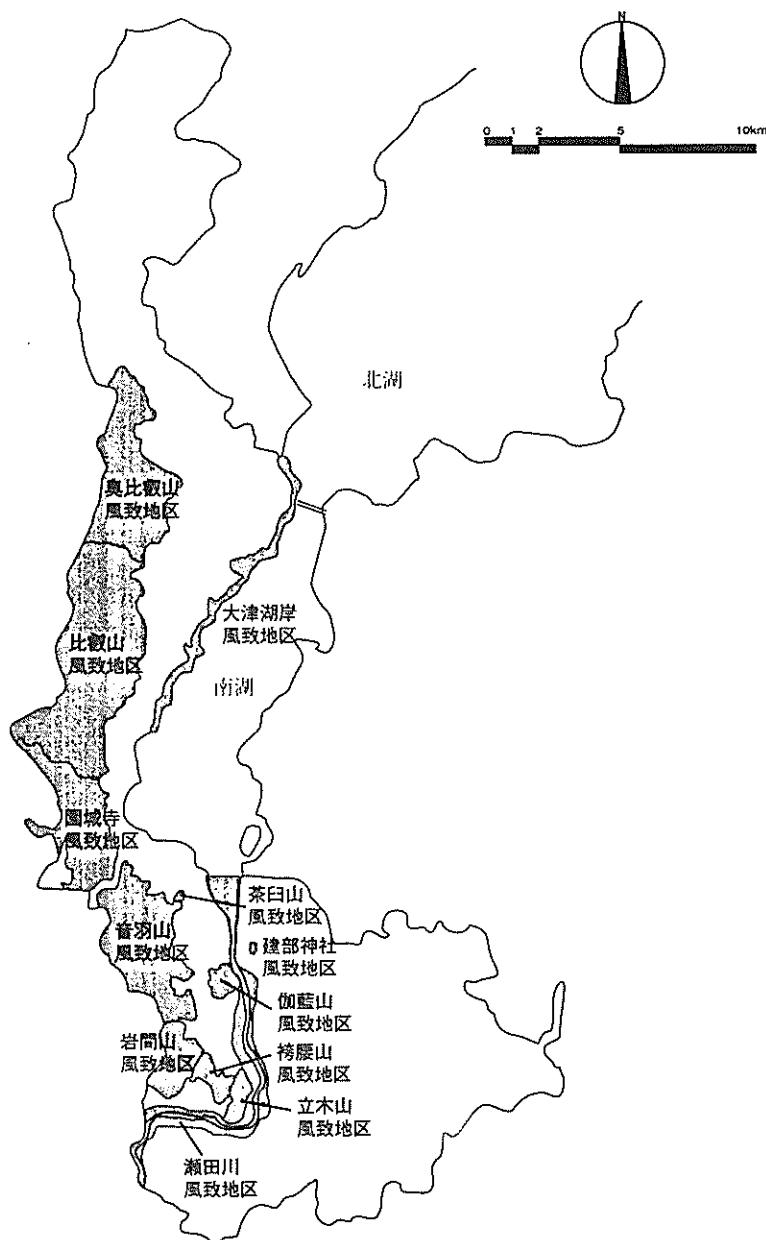
当初は昭和12年3月に指定されましたが、昭和47年6月に再編成され、また昭和53年3月に一部変更されました。

その面積の合計は、7,202.9haとなっています。

#### ウ 枯木・葛川県立自然公園

安曇川源流の渓谷と後背地の山々とで構成される景勝地。花折断層といわれる地形上注目すべき

図2-8 風致地区の位置



## 2 大津市開発事業指導要綱に基づく良好な環境

### づくり

大津市のすぐれた自然環境を生かし、市民生活における良好な環境を確保し、調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため大津市開発事業指導要綱を定め、環境保全、騒音・振動・粉じ

ん等の対策、水質汚濁対策、電波障害対策、日照対策、文化財の保護等について必要な措置を求めています。<sup>37)</sup>

## 第4 資源循環とエネルギー効率化の推進

### 1 ごみ減量とリサイクル等の推進

#### (1) ごみ量の推移

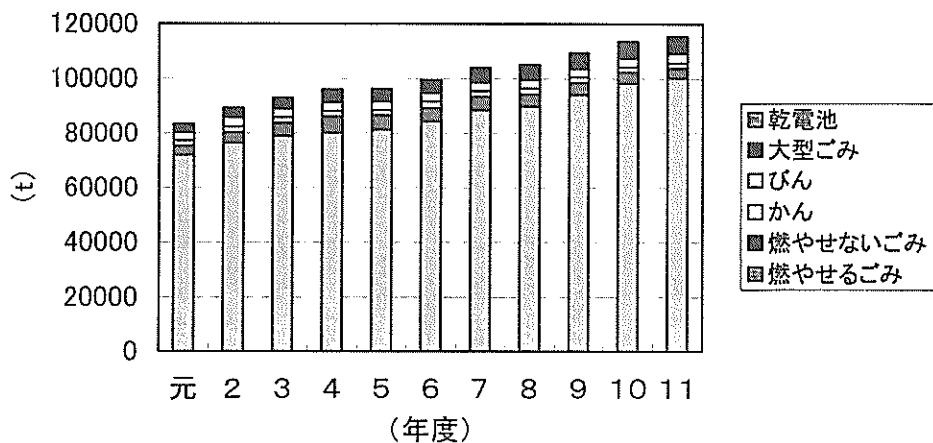
大津市が収集するごみ量は年々増加し、平成11年度は約11.5万トンとなっています。また、ごみ減量・リサイクル量は4,161トンでした。

これを一人1日あたりに換算すると、排出量は1,092g／人・日、また、資源化を除く一人1日あたりの処分量は1,053g／人・日です。<sup>24)</sup>

#### (2) ごみ減量と資源再利用推進会議

昭和56年5月30日、ごみ減量・リサイクル意識

図2-9 ごみ量の推移



#### (3) リサイクル等の推進

##### ア リサイクルマーケット・イン大津

使い捨てライフスタイルを見直し、各家庭にある不用品がごみとして出される前に必要とする人に提供することにより、資源の再利用、再資源化を図っています。

この事業は平成4年度から実施しており、実施状況は次のとおりです。<sup>24)</sup>

の高揚と環境保全に努めるとともに、ごみの減量化につながる実践活動をとおして私たちのまちにふさわしい気風を自らが育てていくことを目的として発足しました。

4つの常設部会（企画総務、ごみ減量推進、資源再利用推進、流通部門対策）と特別部会（女性懇話会）を設け、ごみ憲章制定、啓発映画作成、「紙の日」運動実施、リサイクルマーケット開催、「ノーポイ運動」街頭啓発、清掃活動等を行い、地域の環境保全の推進に貢献しています。<sup>24)</sup>

表2-6 リサイクルマーケット・イン大津の実施状況

年	月／日	ガレージセール出店数	入場者数(人)
平成7	9／23	74	6,000
8	9／22	74	6,000
9	9／23	74	6,000
10	9／23	74	8,000
11	9／23	74	9,000

## イ 古紙資源化事業

平成5年4月から、リサイクルによる資源の有効利用と自然環境の保全、ごみ減量を目的として、古紙回収を実施する市民団体並びに市内の古紙回収業者を対象とした古紙再資源化促進補助制度を実施しています。

また、田上学区でモデル的に実施された「ごみ減量と資源再利用推進会議」による「紙の日」運動も広がりをみせ、平成10年度には15学区になりました。他に牛乳パック回収運動など資源回収運動を支援し、排出源における資源化の促進に努めています。

このような市民活動による平成11年度の資源化量は、10,628tにのぼっています。<sup>24)</sup>

表2-7 古紙回収量の推移

年 度	古紙回収量 (t)			
	指定業者	左 以 外	紙の日運動	計
平成 7	8,355	636	653	9,644
8	8,567	811	653	10,031
9	8,778	960	776	10,514
10	8,891	968	1463	11,322
11	7,874	1,165	1,589	10,628

## ウ かん、びん資源回収

分別収集によって収集されたかん、びんについて、積極的に資源化を進めています。<sup>24)</sup>

表2-8 かん、びんの資源化量

年 度	種 類	施設運搬量 (A)	資源化量 (B)	資源化率 (B/A) (%)
平成 7	か ん	2,200	1,064	72.91
	び ん	3,067	793	25.86
8	か ん	2,185	1,511	69.16
	び ん	3,097	774	24.99
9	か ん	2,064	1,676	81.20
	び ん	3,025	774	25.59
10	か ん	1,964	1,452	73.93
	び ん	3,335	727	26.48
	ペットボトル		156	
11	か ん	1,910	1,319	69.09
	び ん	3,545	736	26.77
	ペットボトル		213	

## エ 容器包装リサイクルの推進

平成7年6月に容器包装リサイクル法が制定され、市民、市町村、事業者がそれぞれ協力し、容器包装の分別排出、分別収集、再商品化を図っていくことが制度化されました。

この法律では、平成9年4月から、かん、びん、紙パック、ペットボトルが、平成12年4月から、その他の紙、プラスチック製容器包装が対象になります。

本市は平成10年度から「びん」と一括収集する形態でのペットボトルの分別収集を開始しています。<sup>24)</sup>

○ 平成11年度からモデル地区（5学区）で「びん、ペットボトルの新分別」（透明袋を使用し、無色透明びんと有色びんを分別して排出する）を実施し、平成12年度から全市で実施しています。<sup>24)</sup>

## (4) 消費生活における各種啓発活動の実施

連続講座、ガレージセールや「みんなの消費生活展」の開催、啓発紙「ポケット」の発行、リサイクル情報の提供、消費生活モニターの活動などにおいて、消費生活におけるごみ減量とリサイクルを進めています。<sup>13)</sup>

### (5) ごみ処理基本計画の策定

現行のごみ処理基本計画が平成12年度に計画期間を終えることから、平成13年度を初年度とする向こう10年間の計画策定作業を進めています。<sup>22)</sup>

- 計画策定に向けて、家庭系・事業系ごみ質実態調査、家庭系大型ごみ調査、直接搬入ごみ実態調査、店頭回収調査、発生削減調査、住民・事業者アンケート調査を行いました。<sup>22)</sup>

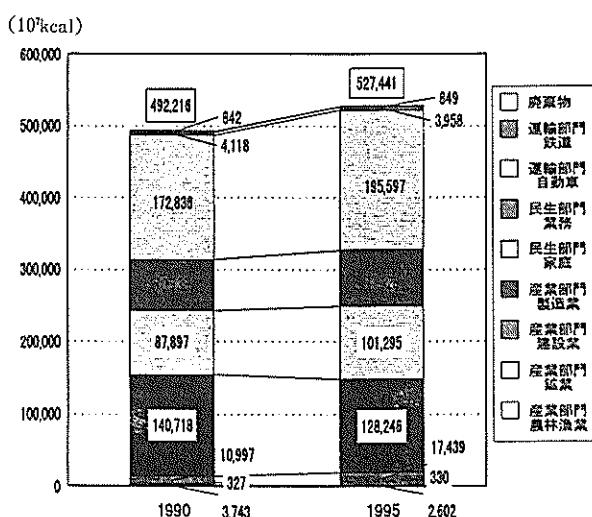
## 2 省資源・省エネルギーの推進

### (1) エネルギー消費の状況

平成7年度の本市のエネルギー消費量を部門別にみると、運輸部門・自動車が37%と最も多く、次いで産業部門・製造業が24%、民生部門・家庭が19%となっています。

また、平成2年度と比較すると、7.2%の増加となっており、特に産業部門・建設業、民生部門・家庭、運輸部門・自動車が10%以上の高い伸びを示しています。<sup>22)</sup>

図2-10 部門別エネルギー消費量



### (2) 省資源・省エネルギー施策の推進

#### ア 環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の推進

平成11年3月に策定した環境配慮指針を活用す

るなど、日常生活や事業活動が省資源・省エネルギー型になるよう、自主的、積極的に取り組みを進めています。

「ゼロ・エミッション」は、産業活動に伴う廃棄物等に起因する環境負荷をできるだけゼロに近づけるため、産業における工程を再編成し、廃棄物の発生を抑えた新たな循環型産業システムを構築することをめざすというものです。

これからは、廃棄物ゼロ（ゼロ・エミッション）をめざした事業活動の推進、環境保全型農林水産業の推進など、環境負荷の少ない事業活動の推進が求められています。<sup>17), 22)</sup>

#### イ グリーン購入の推進

環境への負荷の少ない製品・サービス等を優先的に購入することを「グリーン購入」といいます。この取り組みを積極的に行い、環境保全型商品、原材料等の市場形成を促進するため、平成8年2月にグリーン購入ネットワークが設立され、会員数は2,134団体（平成12年4月27日現在）となっています。大津市役所も平成8年8月に加入しており、平成11年3月に「大津市役所グリーン購入推進基本方針」を定め、積極的に推進しています。また、県下の事業所や自治体等が連携してグリーン購入を推進するために、平成11年12月、「滋賀グリーン購入ネットワーク」（311団体）を設立しました。<sup>22), 23)</sup>

一人ひとりの消費生活における「グリーン購入」の推進が大切であり、各種啓発講座、「みんなの消費生活展」などにおいても、環境保全型商品等の情報提供や普及を図っています。<sup>13)</sup>

#### ウ 未利用エネルギーの活用

太陽エネルギーや都市余熱などの未利用エネルギーを有効に活用することも大切です。市では大津市清掃工場ごみ焼却施設の余熱を富士見温水プ

ルの熱源に、大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターごみ焼却施設の余熱を老人憩いの家「やまゆり荘」の入浴施設の熱源に利用し、大津市民病院ではコジェネレーションシステムを導入しています。

- 「一里山公園緑のふれあいセンター」に、太陽光発電施設(最大出力5kW)を設置しました。<sup>33, 40)</sup>

### 3 環境への負荷の少ない都市基盤づくり

人や物の移動に伴うエネルギー・資源消費の増大等に対応するために、適正な土地利用や施設配置、効率的な移動手段やシステムの整備が必要です。

移動の効率性、利便性を高め、渋滞を解消して環境負荷を低減させるため、幹線道路や生活道路などの道路交通網の整備、歩道の整備を進めています。

- 平成12年2月、大津駅南地区市街地開発事業の一環として、JR大津駅南口に改札が設置されました。<sup>32)</sup>
- 大津市が管理している駐車場案内システムのうち、ブロック案内板4基と地区総合案内板9基に、滋賀県警察本部交通管制センターからの交通渋滞情報等を表示し、運転者に提供しています。<sup>33)</sup>

#### (1) 大津市中心地区交通実験調査の実施

国、滋賀県及び本市が中心となり交通需要マネジメント施策に取り組んでおり、平成10年度から3カ年にわたり、県道大津草津線の混雑緩和、中心市街地の活性化、環境にやさしい交通利用意識の啓発等を目的に、都心地区交通実験調査を行っています。平成10年度にはパークアンドバスライドの実験を行いました。<sup>31)</sup>

- 平成11年10月16日、17日、23日、24日の4日間、渋滞の緩和、中心市街地の活性化、地球環境にやさしい都市交通の実現を目的として、パークアン

ドバスライド、パークアンドレールライド、循環バスの実験を行いました。その結果、巡回バス利用者は平成10年度に比べて1.7倍に増えたことや、料金負荷に対する抵抗がそれほど高くないことがわかりました。<sup>31)</sup>

#### (2) 駐輪場の整備

環境負荷を減らす上では、必要以上に自動車にたよらず、歩くことや自転車の利用を心がけることが大切です。市では、主要な駅前を中心に24箇所、13,020台(自転車8,636台、原付・自動二輪3,073台、一時預り1,311台)の駐輪場を整備し、利便性の向上を図っています。

平成11年度の利用台数は、合計で3,354千台(有料施設のみ)となっています。<sup>34)</sup>

- 西大津駅前自転車駐車場(475台分増設)、大津駅前自転車駐車場(南口)(50台分増設)を整備しました。<sup>34)</sup>
- 大津駅南地区市街地再開発事業の中で、117台収容の公共駐車場を整備しました。<sup>35)</sup>

表2-9 駐輪場の整備状況

番号	名称(有料施設)	構造・形式	面積	収容台数(台)		
1	堅田	平面自走式	2,586 (JR418)	1,570	自バ 一時	987 270 313
2	比叡山本	平面自走式	1,420	790	自バ 一時	455 243 92
3	比叡山本二	平面自走式	673	320	自バ	208 112
4	坂本	平面自走式	698	300	自バ 一時	175 97 28
5	唐崎	平面自走式	817	450	自バ 一時	340 60 50
6	西大津	平面自走式	342	710	自バ 一時	566 105 39
7	石山	平面自走式	1,189 (JR547)	770	自バ 一時	320 363 87
8	石山第二	立体二階建 平面自走式	807	710	自バ 一時	288 314 108
9	瀬田	立体二階建 一部二段式ラック	2,850	2,540	自バ 一時	1,837 561 142
10	瀬田駅口	立体三階建 全面二段式ラック	540	230	自	230
11	膳所	平面自走式	812	460	自バ 一時	247 172 41
12	膳所第二	平面自走式 一部二段式ラック	592	270	自バ 一時	156 70 44
13	晴嵐	立体二階建 一部二段式ラック	975	1,100	自バ 一時	727 290 83
14	唐橋前	平面自走式	858	350	自バ 一時	200 100 50
15	大津	平面自走式 一部二段式ラック	390	310	自バ 一時	150 116 44
16	晴嵐第二	立体二階建 全面二段式ラック	416	470	自バ	400 70
17	雄琴	立体二階建 自走式	1,144	710	自バ 一時	390 200 120
小計			17,109	12,120	自バ 一時	7,736 3,073 1,311

番号	名称（無料施設）	構造・形式	面積	収容台数（台）
18	追分	平面自走式	176	自 100
19	石山寺	平面自走式	124	自 80
20	大石東町	平面自走式	131	自 80
21	滋賀里	平面自走式	350	自 180
22	南志賀	平面自走式	350	自 180
23	南郷	平面自走式	250	自 150
24	松の馬場	平面自走式	298	自 130
小計			1,679	自 900
合計			18,788	自 8,636 バ 3,073 一時 1,311

※ 自→自転車 バ→原付・自動二輪 一時→一時預り

## 第5 健全な水循環の確保

### 1 水循環機能の保全と創造

森林や農地の適切な維持管理、河川等の自浄作用の維持・回復のための水質・水量の確保、市街地部における雨水浸透の推進、緑被率の向上、湖辺環境の保全等を通じて、健全な水循環の維持・回復を図ることが大切です。

市では、森林や農地を適切に保全するとともに、歩道等の整備にあたっては透水性舗装の導入に努めています。

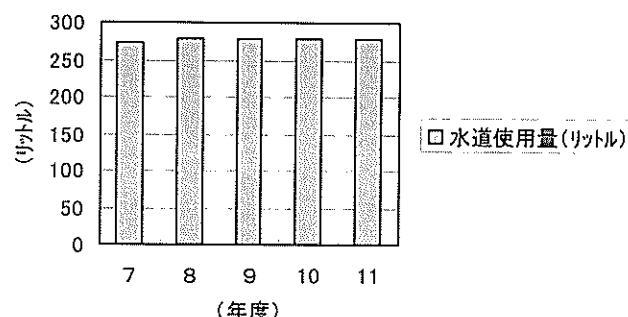
- 歩道部の整備にあたって透水性舗装を行った主な路線は次のとおりです。<sup>35) 36)</sup>

(市道幹1011号線100m、市道幹1052号線900m、市道幹2028号線1,180m、市道幹1057号線452m、市道南1106号線280m)

- 曽東緑地では、河川管理者との協議により約2,400の透水性舗装を行いました。<sup>37)</sup>

また、懸垂幕の掲出やパンフレット「みんなの水道」の発行などにより、水利用のムダを省くライフスタイルの普及、啓発を行っています。<sup>38)</sup>

図2-11 一人1日あたりの水道使用量(生活用)



## 第6 地球環境保全の推進

### 1 地球温暖化の防止

地球温暖化は、温室効果ガスと呼ばれるガスの濃度が増えて、地表から宇宙空間への熱の放射がさえぎられ、気温が上昇していく減少をいいます。日本においても年平均気温はこの100年間で約1°C上昇しており、少雨による激しい渇水や冷夏による農業被害などもこの影響ではないかと懸念されています。

大津市内でからの温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄の各排出量のCO<sub>2</sub>換算値合計）は、平成2年度から7年度の5年間で7.0%増加しています。このうち、いずれの年度も二酸化炭素が占める割合は90%以上を占めています。<sup>22)</sup>

図2-12 大津市の温室効果ガス排出量の推移

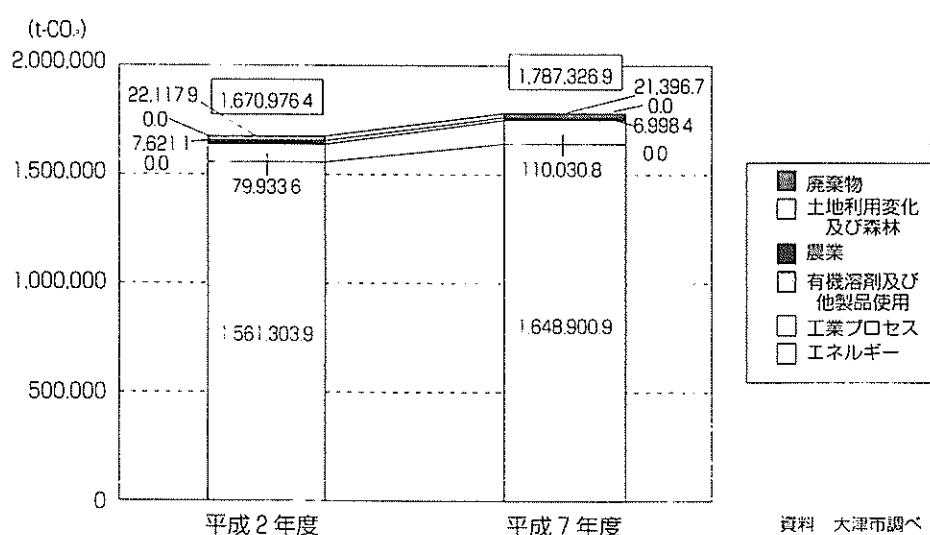
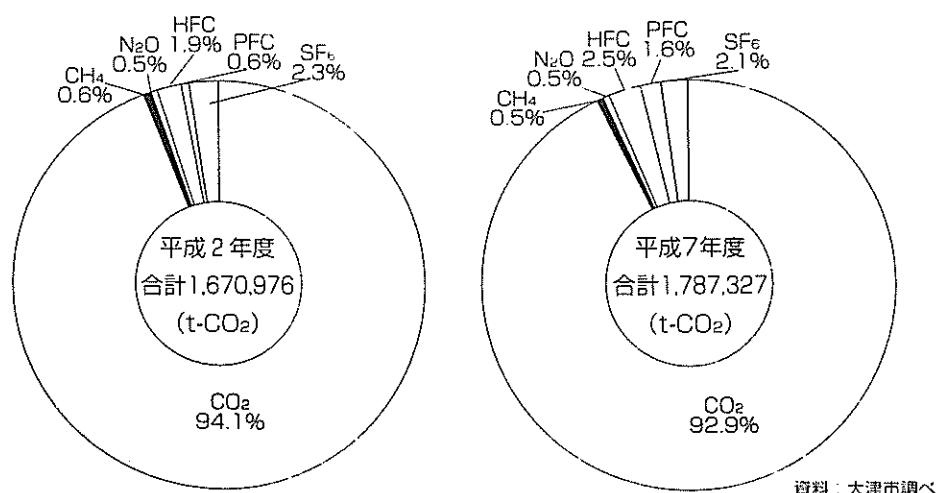


図2-13 大津市の温室効果ガス別の割合

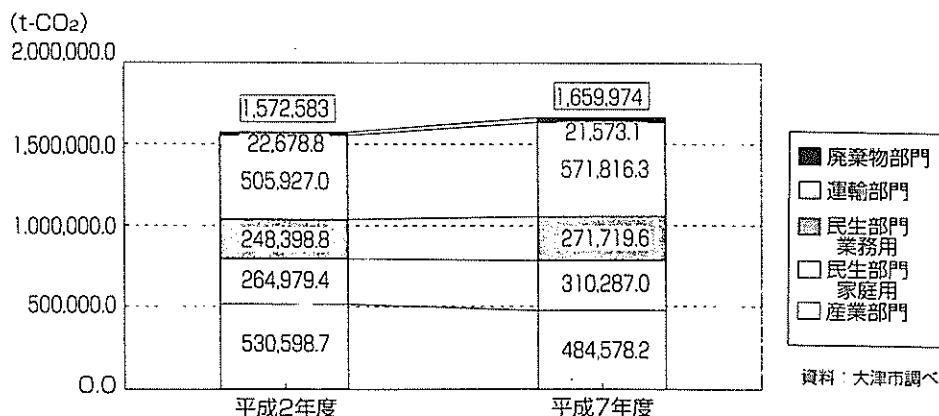


二酸化炭素の排出状況は、部門別にみると、平成2年度では産業部門、民生部門、運輸部門がそれぞれほぼ1／3でしたが、平成7年度には主に民生部門、運輸部門が増加し総排出量は5.5%増加しており、市民生活に関わる排出量が増加して

いることがうかがえます。

エネルギー別にみると、石油系燃料からの排出が54%（平成7年度）と最も多く、次いで電力とともに排出が32.2%（平成7年度）となっています。<sup>22)</sup>

図2-14 大津市の二酸化炭素排出量の推移



大津市における温室効果ガスの総排出量の9割以上を占めている二酸化炭素について、現在のさまざまな社会、経済的な要因がこのままの状況で推移すると仮定して、平成17年度、22年度の排出量を推定しました。その結果、総排出量では40.6

%、61.5%の伸びを示し、市民一人当たりでは14.4%、23.4%増加すると予測されています。

部門別にみると、特に運輸部門・自動車、民生部門・家庭系、廃棄物処理での排出量の伸びが大きくなっています。<sup>22)</sup>

図2-15 市民一人当りの二酸化炭素排出量／将来予測

年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成2年度=100として	
					平成17	平成22
最終エネルギー消費	5.96	5.93	6.83	7.36	114.6	123.5
産業部門	2.04	1.75	1.77	1.77	86.6	86.7
農林漁業	0.04	0.03	0.03	0.02	69.6	62.4
鉱業	0.00	0.00	0.00	0.00	81.6	76.6
建設業	0.11	0.13	0.10	0.09	93.0	82.2
製造業	1.89	1.58	1.64	1.65	86.6	87.5
民生部門	1.97	2.11	2.38	2.52	120.4	127.8
家庭系	1.02	1.12	1.38	1.51	135.7	148.5
業務系	0.96	0.98	0.99	1.01	104.1	105.8
運輸部門	1.95	2.07	2.69	3.07	138.0	157.8
自動車	1.89	2.01	2.62	3.01	139.2	159.6
鉄道	0.06	0.06	0.06	0.06	100.9	100.9
廃棄物処理	0.09	0.08	0.09	0.10	104.8	114.5
合計	6.05	6.01	6.92	7.46	114.4	123.4
人口(人)	260,018	276,332	319,200	340,000	122.8	130.8

資料：大津市調べ

これらのことから、平成12年3月に策定した『アジェンダ21おおつ』では、総合目標として「市民一人当たりの二酸化炭素排出量を、2010年度において1990年度排出量より6%削減する」ことを掲げ、二酸化炭素排出量を低減させるための主な取り組み内容として、①エネルギー、②自動車・交通、③ごみ減量・グリーン購入・リサイクルを掲げています。<sup>22)</sup>

図2-16 「環境家計簿」

環境家計簿										
項目	CO <sub>2</sub> 排出係数	平年			月			月		
		使用量等	CO <sub>2</sub> 排出量	料金	使用量等	CO <sub>2</sub> 排出量	料金	使用量等	CO <sub>2</sub> 排出量	料金
電気 KWH	0.12 ×	=	=	円		=	円		=	円
都市ガス m <sup>3</sup>	0.64 ×	=	=	円		=	円		=	円
LPGガス m <sup>3</sup>	1.8 ×	=	=	円		=	円		=	円
水道 m <sup>3</sup>	0.16 ×	=	=	円		=	円		=	円
灯油 L	0.69 ×	=	=	円		=	円		=	円
ガソリン L	0.64 ×	=	=	円		=	円		=	円
アルミ缶 本	0.05 ×	=	=	kg		=	kg		=	kg
スチール缶 本	0.01 ×	=	=	kg		=	kg		=	kg
ペットボトル 本	0.02 ×	=	=	kg		=	kg		=	kg
ガラス瓶 本	0.03 ×	=	=	kg		=	kg		=	kg
紙パック 本	0.04 ×	=	=	kg		=	kg		=	kg
食品トレー 枚	0.002 ×	=	=	kg		=	kg		=	kg
ごみ kg	0.24 ×	=	=	kg		=	kg		=	kg
合 計			kg	円		kg	円		kg	円

注) 1 この表で使用しているCO<sub>2</sub>排出量は、全て炭素換算（どれくらい炭素を排出するかを表すもので国際的に利用されています。）で表示されています。本当のCO<sub>2</sub>の量は、これの3.76倍です。

2 電気やガス、水道使用量等は、1ヶ月分をメーカー、又は、請求書で調べてください。

3 アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、ガラス瓶、紙パック、食品トレーは、リサイクルに出さずに捨ててしまったものを記入してください。

4 この表は、3ヶ月分ですがコピーするか、別に作って1年間つけてください。

今後、(仮称)「おおつ環境フォーラム」を設立し、市民、事業者、行政のパートナーシップによる取り組みを推進していきます。<sup>22)</sup>

- アイドリングストップの啓発のために、市内各所に啓発のぼりを設置し、主要幹線沿いに啓発の横断幕を設置しました。<sup>23)</sup>
- 廃棄物処分場跡地の利活用は、今日的課題となっていますが、このたび、大石地区の約2.1haの跡地を、地球温暖化対策に資する緑地として整備を進めることになりました。これは、全国に先例を見ない環境事業で、平成15年を完成予定としています。<sup>24)</sup>

市では、温暖化の防止に向けて私たちの日常生活から排出される二酸化炭素の量を1カ月単位でどれくらい排出しているかを確認しながら、少しでもその排出を少なくしていくために、平成9年10月に「環境家計簿」を作成するとともに、あわせて毎日の生活でどの程度環境に配慮しているかを調べる「地球環境へのやさしさ貢献度チェック表」を作成しています。<sup>25)</sup>

### 3 オゾン層の保護

オゾン層は、地上約20km付近にあり、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収しています。

しかし、近年、冷蔵庫、エアコンの冷媒や洗浄剤として使われている特定フロン等が大気中に大量に放出された結果、1970年代から南極や北極を中心にオゾン濃度が低下したいわゆるオゾンホールが発生し、これによって皮膚ガンや白内障の増加などの影響があると言われています。

オゾン層を破壊する特定フロン等の生産量の段階的削減について昭和60(1985)年に「オゾン層

保護に関するウイーン条約」が、昭和62（1987）年に「モントリオール議定書」が採択され、特定フロン等の廃止に向けた国際的な取り組みが進められています。

本市では、平成6年度から（財）大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンターと大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターにフロン回収機を設置し、消費者から引き取った廃冷蔵庫を搬入する家電販売店がこの回収機を用いてフロン回収を行うという、いわゆる「大津方式」でフロン回収を行っています。<sup>24)</sup>

表2-10 大津方式によるフロン回収状況

年 度	処理台数(台)	
	廃 冷 蔵 庫	廃 エ ア コン
平成7	1,437	—
8	1,945	203
9	2,824	308
10	2,562	356
11	2,327	454

また、平成7年4月に「市有施設における特定フロン等に関する取扱方針」を定め、自動車の廃車時や空調用等冷凍機などの日常点検・補修、廃止時などの際に特定フロン等の漏洩がないよう努めています。<sup>25)</sup>

平成10年12月には県内で排出されるフロンの回収・処理を推進するために「滋賀県フロン回収・処理推進協議会」が設立され、さらに今後、特定家庭用機器再商品化法に基づくリサイクルシステムの整備が予定されており、この中で特定フロン等の回収・処置を推進します。

#### 4 その他の地球環境問題の取り組み

##### (1) 酸性雨

酸性雨とは、硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)や窒素酸化

物(NO<sub>x</sub>)などの大気汚染物質が変化した硫酸塩や硝酸塩を含んでいると考えられる酸性の強い雨、霧、雪や粒子状あるいはガス状の酸のことです。北アメリカやヨーロッパでは湖沼や森林等の生態系、遺跡等の建造物などへの影響が早くから問題となり、わが国においても調査・研究がされてきました。

わが国の平成5～10年度までの調査では、調査期間中の降水中のpHは4.8～4.9（年平均値の全国平均）でした。本市では、大津市役所庁舎屋上で全降雨について実態調査を行っており、平成11年度平均値は4.89で、全国の調査結果と同じ程度でした。<sup>26)</sup>

市では、硫黄酸化物や窒素酸化物の発生負荷量が多く、公害防止協定を締結している工場、事業場に対して立ち入り検査を実施し基準の遵守状況等の調査を行うなど、酸性物質の排出抑制を図っています。<sup>27)</sup>

表2-11 酸性雨調査結果

項目	pH	pH (最低～最高)	EC ( $\mu$ S/cm)	乾性降下物質 (mg)
平成11年度	4.89	4.14～5.84	21.3	6.8

##### (2) 森林の保護

熱帯産木材等の利用の抑制や木材製品のリサイクル利用の推進、小径木材・集成材等の利用の拡大等について啓発を進めます。

○ 「葛川消防センター」の外壁には間伐材を利用しました。<sup>28)</sup>

##### (3) 地球的なパートナーシップの推進

平成12年3月に中国牡丹江市給水工事視察団が来津し、浄水場、大津浄化センター、環境美化センターの視察を行い、下水道技術、ごみ処理技術

等について交流を行いました。

平成12年4月7日～9日に、大津市において先進主要8ヶ国の環境担当大臣と欧州委員会の環境担当委員による「G8環境大臣会合」が開催されました。議論の主要なテーマは、・気候変動、・21世紀における持続可能な開発とリオ+10、・環境と健康、・前回までのG8環境大臣会合のフォローアップの4つでした。

市は、会合関係者をはじめ世界からの参加者を

歓迎し国際文化観光都市大津をPRするために、多くの市民の参加を得て事業を行いました。<sup>5)</sup>

また、これを機会に地球環境問題についての市民の理解を深めるために、平成12年2月20日にG8環境大臣会合プレイベント『地球家族2000』の一環としてシンポジウム「みんなが主役の環境パートナーシップ」を開催し、「大津市の環境」(英語版)の作成、「まんがG8と地球環境」の作成などを行いました。<sup>5)</sup>

表2-12 G8環境大臣会合推進事業

ようこそ大津事業	大津インフォメーションコーナーの設置、ウェルカムフラッグ展、ウェルカムパレード、なぎさ夜祭(ありが灯2000、膳所火祭り)
みどころ大津事業	フリー PAS券の作成、歓迎イベント紹介ポスターの作製、リサイクル自転車の貸出し
もてなし大津事業	市民ボランティアの協力(会合参加者観光案内、グローブエクスカーション、イベントの開催)、“May I help you?”バッチの作成
きれいな大津事業	なぎさ環境ウォークの開催、天然ガス自動車と自転車の活用



G8環境大臣会合

## 第7 生活環境の保全

### 1 環境汚染の未然防止

#### (1) 特定事業の事前協議

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」の規定に基づき、土地の区画形質を変更する事業、生活環境を阻害するおそれのある事業、中高層建築物の新築等にかかる事業で、一定規模以上の特定事業については、地域の環境保全の配慮について事前協議を行っています。<sup>23)</sup>

この制度では、事業者がこれから事業を行おうとする前に事業内容を明記した表示板を設置し、必要に応じて説明会を開くなどにより地域住民に周知し、環境保全の見地からの意見を十分尊重し、将来紛争が生じないよう配慮しなければならないこととなっています。

平成11年度の生活環境を阻害するおそれのある事業に係る届出状況は次のとおりです。

表2-13 特定事業の事前協議件数

建築物の種類	平成11年度
旅館又はホテル	0
店舗	2
病院	1
工場又は作業場	9
駐車場	3
自動車ターミナル	0
倉庫	0
資材置場	0
給油取扱所	0
ボーリング場・スケート場・スイミングプール・ゴルフ練習場等	0
パチンコ屋・マージャン屋又は射的場等	1
飲食店又は喫茶店	12
畜舎	0
合計	28

#### (2) 大規模建設等事業の事前配慮等

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」にレクリエーション施設の建設等の「大規模建設等事業」について事前配慮届出書の提出等を定めており、現在、施行の準備を進めています。<sup>23)</sup>

#### (3) 公害防止協定の締結

公害防止協定は法律、条例による画一的な規制でなく、地域の実情に応じたより厳しい規制や、法令とは別の観点からの規制・指導を行うなど、法律や条例を補完する意味で自治体における環境保全の有効な手段となっています。

本市においても、主として排出量の大きい大手工場や有害物質を取り扱う事業場を対象に、公害防止協定を締結してきましたが、現在、従来の公害防止協定を大津市生活環境の保全と増進に関する条例第97条に基づく環境保全協定に移行するための協議を進めています。<sup>23)</sup>

表2-14 公害防止協定締結事業場

(平成12年3月末現在)

事業場名	協定締結年月日
協和興業(株)	昭和50年3月19日

#### (4) 事業者の環境管理(マネジメント)システムの整備

事業者が製造、加工、流通、販売等の各段階において公害の未然防止に努めるのはもちろんのこと、環境に配慮することにより、できる限り環境への負荷を増大させないよう、環境管理システムを整備することが重要となってきています。

環境管理システムは、

- ①企業自らが事業活動に伴う環境への負荷を把握し評価する

②環境に関する経営方針や目標、行動計画を設定する

③その目標や計画の実施にあたっての責任体制を明確化する

④その達成状況を点検する

⑤さらに全体のマネジメントシステムの見直しを行う

といった内容から構成されています

事業者の環境マネジメントシステムには、自主的な取り組み、環境庁が策定した環境活動評価プログラムによる方法、ISO14001に基づく方法など、様々な方法があります。

#### ア ISO14001認証取得

世界に先駆けて制定された環境マネジメントシステムについての規格は、1992（平成4）年に英国規格協会が作成したBS7750です。また、1995（平成7）年4月からEUにおける環境マネジメント及び監査制度としてEMASの運用が始まりました。

一方、平成4（1992）年に開催された地球サミットがきっかけとなって民間の国際組織である国際標準化機構（ISO）が環境に関する国際規格を策定することとなり、1996（平成8）年9月に環境マネジメントシステム規格が発行されたのを皮切りに、順次規格が整備されています。

表2-15 発行済のISO14000シリーズ

（平成12年3月末現在）

規格番号	規格名称	発行日
14001	環境マネジメントシステム／使用及び利用の手引き	96.9.1
14004	環境マネジメントシステム／原則、システム及び支援技法の一般指針	96.9.1
14010	環境監査の指針／一般原則	96.10.1
14011	環境監査の指針／監査手順／環境マネジメントシステムの監査	96.10.1
14012	環境監査の指針／環境監査員のための資格基準	96.10.1
14020	環境ラベル／一般原則	98.8.1
14021	環境ラベル／自己宣言による環境主張／用語と定義、シンボル、試験検証方法	99.9.15
14024	環境ラベル／第三者認証による原則と実施方法	99.4.1
14031	環境パフォーマンス評価	99.11.15
14040	ライフサイクルアセスメント／一般原則	97.6.15
14041	ライフサイクルアセスメント／インベントリー分析：一般	98.10.1
14042	ライフサイクルアセスメント／影響評価	00.3.1
14043	ライフサイクルアセスメント／解釈	00.3.1
14050	用語と定義	98.5.1

平成12年1月末現在、ISO14001規格の認証取得件数は3,166件であり、そのうち滋賀県で83件、大津市内で9件となっています。

#### イ 環境管理実施事業所

大津市生活環境の保全と増進に関する条例第107条に基づく制度で、ISO14001認証取得をしていること、排出水等の測定を行っていることなどの要件を満たしている事業所を「環境管理実施事業所」として認定し、公表するとともに、条例に規定する一部の手続きを軽減するものです。

表2-16 認定事業所一覧

(平成12年2月8日現在)

事業所の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期間
三洋電機(株)ホーム・アプライアンスカンパニー電化事業部	瀬田 1-1-1	平成11年9月10日	平成13年3月23日
関西日本電気(株)大津工場	晴嵐 2-9-1	平成11年9月24日	平成14年3月8日
鐘淵化学工業(株)滋賀工場	比叡辻 2-1-1	平成11年10月20日	平成13年3月22日
附近畿分析センター	晴嵐 2-9-1	平成12年1月27日	平成13年7月10日
日本精工(株)滋賀工場大津プラント	晴嵐 1-16-1	平成12年1月28日	平成14年11月12日

## (5) 公害苦情の処理

## ア 苦情の発生状況

最近の苦情は、市民の住環境に対する意識の高まりを反映して、都市生活に起因するものや感覚、心理的なものまで多様化してきており、いわゆる典型7公害のみならず雑草、ペットの飼育、害虫等々広範囲に及んでいます。

市民から寄せられている苦情に対しては、敏速、適切な処理を行い、その解決に努めています。<sup>23)</sup>

## (ア) 年度別苦情件数の推移

市民からの苦情件数は、平成11年度は184件と

昨年度と同程度で、例年に比べて少ない件数でした。

平成11年度の苦情総件数のうち、典型7公害に係る苦情は92件で、その内訳は水質汚濁及び騒音が26件で7公害中の28.3%を占めました。以下、大気汚染23件(25.0%)、振動9件(9.8%)、悪臭8件(8.7%)で、土壌汚染、地盤沈下に係る苦情は寄せられていません。また、典型7公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの(雑草の繁茂)で、これについては土地所有者若しくは管理者に対して文書による刈り取り指導等を行っています。<sup>23)</sup>

表2-17 公害苦情件数の推移

(件)

公害の種類	年度	平成 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
大気汚染		15	8	16	18	31	20	29	33	26	23
水質汚濁		35	30	55	61	39	30	71	46	26	26
騒音		28	26	38	38	36	28	30	26	19	26
振動		5	0	6	5	6	6	4	9	2	9
悪臭		21	12	21	19	21	13	19	29	24	8
典型7公害計		104	76	136	141	133	97	153	143	97	92
その他	典型7公害以外	20	20	35	23	45	11	5	16	5	2
	空地(雑草等)	90	102	92	103	83	109	121	73	83	90
合 計		214	198	263	267	261	217	279	232	185	184

\*件数は市が当該年度新規に受理したもので、1件の苦情内容が2つ以上の種類の公害にわたる場合は、主な公害の種類を1つ計上している。

## (イ) 発生源別の公害苦情件数

平成11年度の典型7公害の苦情件数を発生源別に見ると、建設土木工事が29件（31.5%）と最も

多く、次いで製造業13件（14.1%）となっています。<sup>23)</sup>

表2-18 発生源別公害苦情件数（典型7公害）

発生源種類別	合計	製造業							修理工場	建築土木工事	交通機関			牧畜・養豚・養鶏	下水清掃事業	家庭生活	鉱業施設・碎石場	商店・飲食店	事務所	その他			不明				
		食料品	繊維・衣服その他繊維製品	木材・木製品家具	パルプ紙製品	化粧石油・石炭製品	窯業・土石製品	鉄鋼・非鉄金属製品			自動車	鉄道	航空	その他						クリーニング・理美容・浴場	廃品回収業	教育関連施設	農作業	その他			
大気汚染	23	4	1			1	1		1	8							1		1	1	1	2	6				
水質汚濁	26	4	2			1	1			4								2	1			9	6				
土壤汚染	0																										
騒音	26	2		2						14	2		2				1	2	1		1	1	1	1	1	1	
振動	9	1						1			1	4	3	1					1		1					1	
地盤沈下	0																										
悪臭	8	2	1			1				2							2	1								1	
合計	92	13	4	0	2	1	3	1	1	0	1	0	29	6	3	0	3	0	0	0	1	5	1	4	1	2	7

## (ウ) 用途地域別の公害苦情件数

典型7公害に関する苦情の受理件数を都市計画法による用途地域別にみると住居系地域が多く、平成11年度は同地域における苦情が49件と全体の53.3%を占めています。次いで、市街化調整地域の18件(同19.6%)、商業地域の11件(12.0%)となっ

ています。近隣商業、準工業、工業地域は比較的構成比が低くなっています。なお、工業専用地域は指定面積が僅かなことから苦情はありませんでした。<sup>23)</sup>

表2-19 用途地域別の公害苦情件数

区域	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	合計	
							件数(件)	構成比(%)
都市計画法による区域	住居系地域	11	15	14	5	4	49	53.3
	近隣商業地域	0	1	1	1	0	3	3.3
	商業地域	5	0	4	1	1	11	12.0
	準工業地域	1	2	0	1	0	4	4.3
	工業地域	1	3	0	0	2	6	6.5
	工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0
	市街化調整区域	5	4	7	1	1	18	19.6
都市計画区域外		0	1	0	0	0	1	1.1
合計		23	26	26	9	8	92	100

#### イ 苦情の処理体制及び処理状況

公害苦情処理事務に携わる職員数は18人（兼任）です。

公害苦情の申立や相談については、公害苦情相談員（18人）が窓口となって行う他、市民相談等を経由して受理するケースもあります。

苦情を受理すると早急に現地調査等を実施し、状況の把握、原因の特定、規制基準の適否確認などをした後、発生源に対し改善指導や助言を行っています。しかし、調査の結果、法的規制を受け

ないものや規制基準内の場合もあり、苦情処理に当たっては、双方の言い分を聞き解決に努めています。しかし、過去からの感情的なもつれや、いきさつが内在しているケースで、行政としての対応に苦慮したり、解決に時間要するものや、苦情者が納得できる解決に至らないこともあります。

苦情の処理状況は、平成11年度は、生産方法・作業方法の改善、原因物質の除去等、作業停廃止・行為の中止の順になっています。<sup>23)</sup>

表2-20 苦情の処理状況

年度		平成 7	8	9	10	11
処理内容						
解 決 方 法	工 場 等 移 転	0	0	1	1	0
	作 業 停 廃 止 ・ 行 为 の 中 止	8	10	10	6	6
	防 除 施 設 の 設 置 ・ 改 善	8	12	0	0	1
	機 械 ・ 施 設 の 移 転	0	2	1	0	0
	機 械 ・ 施 設 の 改 善	1	5	4	4	3
	故 障 の 修 理 復 旧	4	4	5	5	2
	生 产 方法 ・ 作 業 方 法 の 改 善	19	27	41	30	22
	作 業 時 间 の 变 更	4	3	1	2	0
	原 因 物 质 の 除 去 等	9	31	22	16	10
	市 の 措 置 又 は 説 明 に 納 得	10	14	0	0	3
	当 事 者 之 间 で 解 决	3	9	0	0	2
	そ の 他	35	37	45	38	42
計		101	154	130	102	91
他 機 関 へ 移 送		4	5	2	5	0
翌 年 度 へ 繰 越 し		3	4	5	2	3

※ 空地の管理に関するものを除く